

第494回（定例）福崎町議会会議録

令和2年12月16日（水）

午前9時30分開会

○令和2年12月16日、第494回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第6号	7番	木村いづみ	(1) 障がい者、高齢者の支援策について (2) 子育て支援策について (3) 福崎駅周辺について
第7号	4番	山口純	(1) 選挙の投票率向上について
第8号	5番	小林博	(1) 子育て、教育問題について (2) 街の基盤整備について (3) 環境・防災問題について (4) 来年度予算編成について
第9号	6番	石野光市	(1) 「子どもの権利に関する条約」にそつた条例の制定について

(2) 学校給食について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
6番目の質問者は、木村いづみ議員であります。
質問の項目は
1、障がい者、高齢者の支援策について
2、子育て支援策について
3、福崎駅周辺について
以上、木村議員。

木村いづみ議員 皆さん、おはようございます。
議席番号7番、木村いづみです。議長に許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

障がい者、高齢者の支援についてです。

今回の一般質問の通告書を提出した7日の夜、豊岡で50代の三男と90代の母親が自宅で無理心中をしていたという痛ましいニュースが流れていました。三男は無職でひきこもり状態であり、介護疲れ、経済的困窮からの無理心中事件と報道されてきました。ひきこもりという言葉が使い始められた1980年代から40年余りたち、その時代からひきこもっておられた方が50代、60代になられています。ひきこもりの子どもの長期化と親の高齢化が問題となっています。親が高齢になり、介護が必要になってきているのに、子どもが親の介護の必要性に気づかず、放置された状態になるケースがありました。また、高齢の親がひきこもりの子どもの世話をするのに経済的に苦しい生活になっている場合もあります。

全国に約61万人というひきこもりの方がおられると言われていた現在、当町においてどのくらいひきこもりの方がおられるのでしょうか。

健康福祉課長 潜在的にどれくらいのひきこもりの方がおられるのかということまではちょっと分からないですけれども、現在保健センターのほうで対応をし、把握している方、それから健康福祉課のほうに相談に来られて把握をしている方、こちらの方を合わせまして、町で把握しておりますのは20名の方になります。

木村いづみ議員 人数の把握はとても難しいと思うんですけども、今年どれくらいの方が窓口に来られたのか、また相談に来られたのは本人なのか、家族さんなのか。

健康福祉課長 相談に来られた方につきましては、先ほど申し上げました把握している方と同じということになります。それから相談者の方につきましては、その方の保護者とか支援者の方がほとんどになりまして、中にはご本人からの相談もあるんです

けども、その場合は就労に関するといった相談が中心となっております。

木村いづみ議員 窓口で相談に来られた中で、解決に至った事案とかはありますか。

健康福祉課長 相談に来られた方の割合といたしましては、発達障害により人とのコミュニケーションがうまく取れずに悩んでおられる方、また精神疾患が疑われたり、精神疾患の治療中である方が多いというように思われます。

そのため、関係機関でのサポートや精神疾患の場合につきましては、治療の開始、継続などによりまして、症状を抑えることから始まることが多く、改善に向かっているのは数例ということであるんですけども、ほとんどの場合が長期的な支援が必要なケースということになっております。

木村いづみ議員 今問題になっております8050問題については、どのような対応策をお考えですか。

健康福祉課長 障害のある方の高齢化や親亡き後を見据えまして、地域での暮らしを支援するための様々な支援が切れ目なく提供できる体制の整備を目的としまして、地域生活支援拠点の整備を進めておるところでございます。

この地域生活支援拠点の整備につきましては、五つの機能ということで、一つ目が相談機能の強化、二つ目が緊急時の受入れ、それから対応の整備、三つ目が体験の機会・場の提供、四つ目が専門的人材の確保・要請、五つ目が地域の体験づくり、この五つを主としまして、地域の実情に応じまして取り組む事業でありまして、国の基本方針並びに福崎町第5期障がい福祉計画におきましても、令和2年度までに地域生活支援拠点などを少なくとも一つ、整備することとしております。こういったことから、神崎郡自立支援協議会などでも協議を重ねた結果、福崎町では一つ目の相談機能の強化が支援の基礎となるということで考えまして、まず今年の10月1日から福崎町障がい者基幹相談支援センターを立ち上げたというところがございます。

木村いづみ議員 10月から立ち上げられたという福崎町障がい者基幹相談支援センターは、こういった資格をもった方で運営されるのでしょうか。

健康福祉課長 今のところ職員2名ということで、社会福祉士でありますとか相談支援専門員と、そういった資格をもった職員で対応しておるという状況でございます。

木村いづみ議員 就労目的のために外に出るのではなく、障害によって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする地域活動支援センターが神崎郡内にはないんですけども、今後、地域活動支援センターの町内開設の予定はありますか。

健康福祉課長 地域活動支援センターにつきましては、神崎郡自立支援協議会におきまして視察や検討会などを開き、研究をしておるところではございます。また、地域活動支援センターという形だけではなく、様々な角度からの支援の可能性を考えまして、ひきこもり支援の一環である居場所づくり、これにつきましてコムサロン21や保健センターなどの協力を得まして、今年度、最初でありますけれども、初めてそういった居場所づくりを実施したところでもございます。

木村いづみ議員 今年度実施されたというのは、姫路若者サポートステーション出張カフェのことでしょうか。

健康福祉課長 こちらにつきましては、名前はちょっと忘れたんですけども、この神崎郡自立支援協議会主催といたしますか、福崎町のほうも主催としまして、若者を中心にスポーツ体験などを行ってもらったというようなところではございます。

木村いづみ議員 その1回目に、10月23日にサルビア会館でこの出張カフェをされていたと思うんですけども、そのチラシを隣保の回覧で私見まして、たまたまその就労の件で相談された方に、福崎町では開催がかなり先でしたので、他町の日程をお知らせしたことがあるんですね。窓口で就労の件でご相談に来られた方に、出張

カフェのチラシとかは配られたんでしょうかね。

健康福祉課長 そういった相談に来られている方につきましては、居場所づくりということで、今年初めての開催でございましたので、できるだけそういった周知ということでしておるところではございます。

木村いづみ議員 隣保の回覧とかではなかなか知り得ることが難しいと思うんです。

次に、その地域活動支援センターの件なんですけど、3町で研究をされているということですが、障がい者の中には電車に乗れない、車やバイクの免許をもっていない、交通の便の悪いところに住んでいる方が多いので、3町でもし研究をされておられるなら、交通手段、交通の便も考えていただきたいと思います。

議員の皆様には、机上の例規集第2款の中央あたり、1万1,440ページから1万1,450ページをちょっとご参照していただければいいかと思うんですけども、福崎町地域活動支援センター事業補助金交付要綱が平成21年に告示され、平成25年3月に改正されているのですが、平成25年の兵庫県の最低賃金は760円で、現在は900円となっているわけですが、管理費、事業費、利用者の交通費の見直しを検討するべきと考えるんですけども、当局のお考えは。

健康福祉課長 この要綱につきましては、現在あまり利用されている事業所さん等はないんですけども、この中身につきましても町のほうで現在検討しておりまして、非常に手続自体が複雑であるということもあり、事業所のほうからも事務に手間がかかるということがございます。そのため、利用者の方も事業所も利用しやすいような形で、この辺の要綱については改正に向けて検討を行っていききたいなというふうには考えておるところでございます。

木村いづみ議員 地域包括支援センターが行っておられる地域ケア会議の中の我が事会議は、高齢者等に生じた困り事を他人事ではなく、自分のこととして捉え考える地域づくりの基本となる事業と理解しているのですが、この我が事会議はいつから実施され、何地区で何回開催されましたか。また、これまでの相談件数と、全ての事案は解決されたのでしょうか。

健康福祉課長 こちらの事業につきましては、平成29年度に山崎地区自治会のほうで初めてモデル事業ということで取り組みをいたしまして、翌年の平成30年度には全自治会での開催をしていただきたい旨をお願いしたところでございます。

その後、この我が事会議につきましては、これまで9地区で開催をさせていただいたところになっております。相談内容といいますか、支援事案ということになりますけれども、こちらにつきましては全体で14世帯からの支援の方法、事案について各自治会のほうで検討いただいたということになっておりまして、実際、解決に至った事案というのはなかなかないような結果ではございます。

木村いづみ議員 この我が事会議の出席者というんですか、その相談する側と違うほうですね。区長さん以外に、どういった方が出席されているんですか。

健康福祉課長 自治会のほうですと、民生委員さんとか、民生協力委員さんですとか、また、そういう困り事のある方の地域の支援者である方、そういった方に、実際携わっていただく方に出席していただいて、協議いただいているという状況でございます。

木村いづみ議員 これから8050問題は、ひきこもりの長期化、親の高齢化による9060問題となっていくと予想されております。今、ひきこもりの長期化問題に歯止めをかけないといけない時期にきています。健康面においても、ひきこもりの方は健康診断を受けておられない方が多いと思います。

不登校児童が学校の健康診断を受けていないことに対して、以前、連続して受けないということがないようにお願いしましたが、今後、学校の健康診断を受

けていない不登校児童生徒に対して、どのような対策がとられますか。

学校教育課長 不登校児童生徒の健康診断につきましてご指摘をいただいた後、校長会等で不登校児童生徒の健康診断の受診状況について確認をしましたところ、学校におきましては養護教諭を中心に不登校児童生徒に対しまして、学校医の病院に出向いての受診をするように勧めているという現状でありました。不登校児童生徒が学校で実施する学校医による健康診断を受診することは難しい面もあるかと思いますので、家庭におきまして、学校医の病院に行つて受診をするように勧めていくという取り組みを続けたいと考えております。

木村いづみ議員 ありがとうございます。すぐに動いていただいたようで。

小学校、中学校時代の不登校が社会から遠ざかる始まりになって、その後、ひきこもりになっている可能性もあると思います。ひきこもりの早期発見と長期化にならないための予防が大切であると考えます。ひきこもりの方が家から出なくても、一言相談できる環境づくりが大切で、ひきこもりの方の多くは携帯電話やスマホをお持ちです。行政とのよいネットワークをもつことにより、SOSの発信ができることもあります。また、医療機関とも連携して受診、相談していただくことが大切であり、そこから外に出ていくきっかけにもなると思います。社会に出ることを絶やさないためにも、行政と医療機関、障がい者福祉事業所が連携をとり、支援していく必要があると考えます。

障がい福祉サービスを今現在利用できている障がい者の親が高齢になり、介護サービスが必要になっているのに、障がい者の子どもにはそのことが分からず、高齢の親が自宅で放置されていたということがありました。夏の暑いときに、障がい者の子どもは施設においてしっかりと水分補給をされていましたが、高齢の親御さんはペットボトルのキャップが開けられず脱水症状になっておられました。幸い、障がい福祉サービス事業所が親御さんの状態に気づき、医療機関受診、ケアマネ、介護認定、介護施設を利用されるまで、職員の方が関わっておられました。

8050問題は今後多くの障がい者、その親にとって大きな問題となってくることでしょう。これから今まで以上に行政と医療機関、高齢者介護事業所、障がい者福祉事業所との連携の強化をお願いしたい。一歩家から出られる環境づくりのために、家族も障がい者本人も、また地域の方も気軽に相談できる場所、居場所になる、就労目的ではない地域活動支援センターを1日も早く開所をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援策についてです。

新型コロナウイルス感染症に関する支援策第2弾で、学校給食費等無償化として6月から11月まで無償にさせていただいたことは、多くの町民から喜ばれておられました。ただ、このコロナが第2波、第3波と収まる気配がありません。感染予防に努めながら、毎日子どもを送り出している保護者は、子どもの健康管理に努め、いつどこで誰が感染するのか不安な日々を送っている。いつコロナウイルスが終息するか分からない状態が続いている今、給食費を今後無償化にするべきと考えますが、理事者のお考えは。

町長 昨日の松岡議員のときにも答弁をさせていただきましたが、子育て支援という観点につきましては、私は大いに関心をもっております。今回、給食費を無償化させていただきましたのは、コロナ対策ということで特別な緊急事態であったということでもあります。

今、福崎町では、子どもたちの給食につきましては、生活困窮者の方につきましては無償化をしております。ただ、全ての保護者の方に無償化を今後続けてい

くということにつきましては、なかなか難しい問題であるというように思います。
木村いづみ議員 政府は今、待機児童の解消策の財源を捻出するために、児童手当の改正の検討をしているということなのですが、これまで所得制限を超えた世帯でも受けとれていた特例給付が廃止になるとか、所得制限を世帯合算とか、1,200万円に引き上げるとか、所得の多いほうだけにするとか、11月頃から幾度となく見直しがされていますが、このコロナ禍、子育て中の方にすれば不安でしかない状態です。

特に、このコロナ禍の中で出産され、現在、育児休業中の方から、児童手当はどうなるのと聞かれます。出産のときはコロナ感染防止のため、ご主人は立会い分娩もできず、生まれた我が子を抱くこともできず、ガラス越しに携帯で写メを撮ってすぐ帰らされたそうです。奥さんは入院中、おめでたいことなのに誰もお見舞い、お祝いに産院に来られないという寂しい入院生活を送り、退院のときにご主人が迎えに来られ、ようやく親子3人が顔を合わせられたと話されていました。

コロナ禍の中、これからの育児の不安がある上に児童手当改正のニュース、町が児童手当を支給されている世帯で、今、特例給付金支給世帯は何世帯か分かりますか。

住民生活課長 福崎町が児童手当を支給している対象者のうち、特例給付該当世帯は51世帯でございます。令和2年10月支給分で、全体で1,378世帯のうち51世帯でございます。

木村いづみ議員 コロナ禍の中、出産も育児も働き方も収入面もかなり変わってしまっています。児童手当に関しては、今後、政府も見直しをされていくと思いますが、待機児童のいない当町ですから、もし今まで児童手当がもらえていた世帯がもらえなくなるようなことがあれば、町独自の支援策をお願いしたいと思います。安心して育児・子育てができるように、そして未来ある子どもたちのために、町長のご見解を一言お願いします。

町長 この間新聞に出ていたんですけれども、この特例給付の収入の基準を、今、1,200万円にしようかという話が出ていると思います。今までは900万円だったと思うんですが、そういった方、960万円ですか、現在は、以上の方に月5,000円当たってきたというのを、今度、1,200万円にして、その浮いた財源は待機児童解消のための整備の財源に充てたいということでもあります。そういったことで、私、1,200万円の収入のある方にずっとこのまま続けて、それも片親ですよ。どちらか一人が1,200万円ですね。そういった高収入の方に5,000円を支給し続けていくのがいいのか、その財源を活用させていただいて、待機児童対策を進めていくのが大事なのか、これを考えますと、私、政府がこのような取り組みを計画されたこともやむを得ないのではないかなという思いでおります。

木村いづみ議員 当初、この一般質問の通告書を出させていただいたときは960万円の当時だったので、そのときのお母さん方の声を聞いてだったんですけども、今、変わってきていますし、その改正の時期も来年からって言っていたのが、確か再来年ぐらいまでに日程も延びているかと思うんです。そういうことも含めまして、児童手当改正が決定した際ですね、町長から、福崎町の児童手当に関しては大丈夫ですよみたいなお言葉があれば、皆さん安心して育児・子育てができるのかなと思いますので、そのときはまたよろしく、何らかのお言葉をいただけたらなと思います。

次に、福崎駅周辺についてです。

福崎駅のロータリーは、縁石にタイヤが擦れた跡が多くついていて、何度も改修されていますが、これまでに何度改修され、幾らかかりましたか。

まちづくり課長 この福崎駅のロータリーでございますが、平成31年4月から供用を開始させていただいております。供用開始直後におきまして、利用者の方々から、ミニバンなど、特に大きな車が停車していると、その内側を通り抜ける際に非常に苦慮するといったようなご意見を受けまして、内側の交通島と呼ばれる箇所、植栽ですね、リュウノヒゲという植栽なんですけど、それをさせていただいているところ、楕円形の箇所になるんですが、そちらを縮小させていただく工事を行って通行の利便性を図った、そういった経緯がございます。そのときに要しました工事費としては、約50万円かかっておりました。

なお、その後でございますが、ロータリー内で補修等の工事については行っておりません。

木村いづみ議員 そのロータリー内において、事故等は今までなかったんですか。

まちづくり課長 町が把握しています範囲においてとなるんですが、警察等に聞いておりますのは、人身事故が3件、物損事故が2件、これが平成31年4月から12月まで、この間で合計5件の事故があったというふうにお聞きしております。

木村いづみ議員 その人身事故は大事に至らなかったものばかりですか。

まちづくり課長 ロータリー内でございますので、そこまでスピードも出ていなかったと。あと、駐車された方が駅に行くのに多分ロータリーを横断された際だというふうにお聞きしております。大きな人身ではなかったというふうにお聞きしております。

木村いづみ議員 4月から供用を開始されていまして、その間に5件というのはちょっと多いように思うんですけども、課長的にはどう思われますか。

まちづくり課長 1年と9か月、8か月ですか、の間に5件ということなんですが、当然、ロータリー内ですので車が動くところ、車の通行帯には人が出入りしないので、事故が起こりようがないとは思っておりますので、多いか少ないかといえばちょっと分からないんですが、そういったことを啓発はしていけたらなというふうには思います。

木村いづみ議員 今後、事故がないように願うとともに、ロータリー内で長時間駐車されている方がいるんですけども、それは町としては注意等はできないんでしょうか。

まちづくり課長 交通島のロータリー、こちらにつきましてはJRでありますとか神姫バス、それからサルビア号などを利用される方々の送迎を、こちらを目的に設置いたしましたものでございます。当然、警察車両でありますとかタクシーのバースの中には設けておりますが、それらを除きましては長時間の駐車を想定して設置したものではありませんので、そういった方の利用が見受けられたときには移動をお願いするような形を考えております。

なお、駅前を利用される方で、長時間駐車をご希望される方につきましては、今現在、福崎駅前東駐車場、こちらが駐車開始後2時間を無料にさせていただいておりますので、そちらをご利用いただければというふうにご案内しております。

木村いづみ議員 18時、19時台や雨の日はお迎えの車が多く、みなと銀行の西側の前あたりまで車が連なっています。また、北側からロータリーに入ろうとしても、ロータリー内がいっぱいだと、ロータリーの内側を回るだけで停めることができないのが現状です。

また、ロータリー北側はカーブがきつく、縦列駐車するにも何度も切り返して停めなければならない状態です。みなと銀行西側の道路の中央の斜線部分は、あの広さを確保しなければならないのですか。それとも、ロータリーの改修を検討していただきたいんですけども、理事者のお考えを。

まちづくり課長 まず、みなと銀行西側道路、県道甘地福崎線の部分の斜線部についてでございますが、こちらは将来的に信号設置が行われました際には当然右折レーンがないと信号の設置にもなりません。そういったことを考慮いたしまして、前もって設置したものとなっており、その際に必要な幅を確保させていただいたものでございます。

次に、交通広場の改修、ロータリーの改修についてなんですが、現在、交通広場、朝夕、特におっしゃられますように夕方のお迎え時や雨天時などにおきましては、渋滞が発生して、ロータリーからあふれて道路上で待っておられるような方がおられますことは、町としても認識いたしております。この件につきましては、福崎駅周辺整備対策特別委員会、こちらにおきましても、議員の方々から、ラッシュ時の対策はどうするのかといったようなご意見もいただいております。

このロータリーでございますが、ロータリーを含みます交通広場、こちらの規模につきましては、駅前のにぎわいをもたらすなどの目的で設置しております観光交流センターを含めましたその前の交流広場、こちらなどと調整いたしながら、また現在、100メートル整備しております都市計画道路、町道福崎駅田原線なんですが、そちらの道路法線なども検討材料の一つとしながら決定をさせていただいたものでございます。

その中で、路線バス、それから乗用車など、そういった車のそれぞれの軌跡図を描きながら、可能な限り利用者の方々の利便性が向上するようにとということをもちまして検討いたしました結果、現在の形状となったものでございます。ロータリーの改修ということでございますが、現在の限られました敷地の中での変更につきましては、難しいというふうに思っております。

木村いづみ議員 今、課長のほうから、将来の信号設置のためと言われましたけども、将来的ってどれぐらいの、近い将来でしょうか。

まちづくり課長 駅前の信号につきましては、この議会におきましても、また区長会要望におきましても、以前からずっと宿題といいますか、ご要望いただいております。町といたしましても、兵庫県警、信号なので警察になるんで、兵庫県警とも調整を行いながらやっております。なるべく早期には実現したいと思っておりますが、今現在で、いつというのはちょっとお答えができないような状況でございます。申し訳ございません。

木村いづみ議員 事故が多発したり、死亡事故が起こる前に、何らかの信号の設置をお願いしたいです。福崎駅周辺を利用する方が、いいものをつくっていただいたと喜んでいただけるように、はい、つくりました、終わり、ではなく、長く喜んでもらえるようなインフラ整備をお願いしたいと思っております。

令和2年はコロナ、コロナで町民の生活が一変しましたが、来年はコロナが終息し、福崎町に住んでよかったと町民全員が思える日が来ることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、山口純議員であります。

質問の項目は

1、選挙の投票率向上について

以上、山口議員。

山口 純議員 議席番号4番の山口純です。

質問通告に従って一般質問をいたします。いつも話が脱線しますので、今回はしっかりと原稿を書いてきました。

本議会に上程されている議案第83号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙に

おける選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてと、議案第84号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてとあります。これら二つの条例制定の目的であります。前者はお金のかからない選挙を実現するため、議員選挙であれば、今回、供託金が15万円かかるようになりますが、前者はお金のかからない選挙を実現するため。そして後者は、有権者が投票しやすい環境を整え、投票率の向上を目指すためとあります。

今回は後者の議案第84号、選挙公報の発行に関する条例について、質問をさせていただきます。

この議案第84号における質問は、現職と新人の政見等の情報をフェアに見ることができる選挙公報を、世代間による偏りのない配布方法を検討してもらうために、いろいろとお尋ねしたいと思っておるものであります。よろしく願いいたします。

1、選挙公報の発行についての質問です。1つ目の質問です。

福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条、選挙公報は当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対し、選挙の期日前1日までに配布するものとする。

第5条第2項、福崎町選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込み、その他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は役場、その他適当な場所に選挙公報を備え置く等、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

質問です。選挙公報の発行手続の流れを時系列で教えてください。データ入稿から印刷、インターネット公開のタイミングなどであります。よろしく願いします。

総務課長 おおむね次のような時系列になります。ただ、現時点では当初予算編成に当たって印刷業者から見積りを徴する中での協議段階ですので、変更の見込み大ということをお願いします。時系列なので1番、2番ということで説明します。

まず1番目として、予備審査時に原稿の提示を依頼します。特段に問題がなければ選管が原稿を引き取り、候補者には預かり証を交付します。

2番として、立候補受付日、町の選挙なので火曜日になると思います。17時までに原稿掲載申請書を提出していただきます。

3番目として、それが提出されれば随時印刷会社へデータを送ります。印刷会社のほうはそのデータが届き次第、公報データを作成していただきます。

4番目、その告示日、火曜日ですね。18時から公報の掲載順序のくじ引をします。

5番目、公報印刷用データができ次第、ホームページで閲覧可能にしていきたいと思えます。これは最短で水曜日になるかと思えます。

6番目、折り込みの前日、木曜日の遅くとも午前中に新聞販売所に持込みということになっています。

7番目、投票前々日、金曜日になりますが、朝刊に折り込みをしたいと思っております。これは条例上は投票日の前日というふうにしてますが、前々日の朝刊に折り込みたいというふうに思っております。

以上です。

山口 純議員 今おっしゃってくださいました2番の部分なんですけど、これはその紙媒体の

みの申請になるのでしょうか。データ入稿っていうことも考えておられるのでしょうか、可能なのでしょうか。

総務課長 データでも可能というふうにしています。

山口 純議員 2つ目の質問です。

現在、福崎町は、この条文にあります選挙人名簿に登録された者の属する各世帯というのは何世帯あるのでしょうか。

総務課長 12月1日に選挙管理委員会で、定時登録ということで、選挙人名簿登録者数を出すんですけども、そのときに世帯数までは出さないことになっています。ですので、直近の世帯数というのとは不明です。今から一番直近の選挙でありました令和元年7月の参議院議員通常選挙ですが、このときに作成した入場券、これが世帯数と言ってよいと思いますが、7,236通というふうになっております。

山口 純議員 条文の選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情というのは、どのような事情が考えられますか。

総務課長 本定例会の提出議案第84号資料2ページにもお示ししておるんですが、人口流動の変化や居住態様の複雑化によって、職員または自治会等の自治組織の協力による各世帯への配布等が困難であるような状況を言います。

具体的には、福崎町に住基登録をしながら他市町に住んでいるとか、自治会に所属しないため、自治会からの公報物が届けられないなどの理由で選挙公報を配布することができない世帯が多くなってきていることなどになります。

山口 純議員 先ほど1つ目の時系列の質問のところ、もうお話は出ておるんですが、質問の順番に質問させていただいておきます。

新聞折り込み、その他これに準ずる方法による配布を行うことによって同項の規定による配布に代えることができるというところの、その他これに準ずる方法とはどのようなものがあるのでしょうか。何を指すのでしょうか。

総務課長 宅配や郵送、シルバーに委託するようなどころもあるみたいですが、そういった配布が想定されます。また、町内の各施設に公報を備え置くことで、この配布を補完する措置を講じます。そのほか、選挙啓発の意味となるんですが、印刷した公報と同じ状態のものをホームページでも閲覧可能とするようにもします。

山口 純議員 私は思うのですが、この新聞折り込みによる配布方法では、新聞を購読していない世帯もあるわけですが、これ偏りが出てくると思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長 先ほどの答弁でも申しましたが、もちろん新聞購読していない世帯もあるわけですが、このような世帯では当然新聞折り込みでは届きません。そのためにも各町施設への備付けと、その周知により補完、またホームページでの啓発というふうにご考慮しております。

山口 純議員 私、いろいろ調べさせていただきまして、もう当然ご存じやと思うんですけども、もう全部インターネットに載っていることなので、もうそれをただまとめたことをお伝えして、それで通告にある質問に移らせていただきます。

総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会がまとめた投票環境の向上方策等に関する研究会報告、資料編の27ページになるんですが、これの平成29年衆院選における選挙公報の配布等の状況②によると、その公報を配布するときのパーセンテージなんですけど、自治会に依頼したというのが49.7%、郵便等が31.2%、そして、新聞折り込みが25.7%、職員の戸別配布が4.4%、そしてその他ポスティング業者への委託、公報配布員による配布などが13.6%でした。そして、投票する候補者が決まっている選挙人は期日前投票に行くから、選挙公報は見なくても支障はないとしましょう。投票する候補者が決まっ

ていない人には、投票日の1日前には届く選挙公報を見て決めるというスタイル、各選挙人の投票スタイルが確立されて、漏れのない選挙が期待できると考えました。

また、新聞折り込みの配布ではカバーできない問題点として、若い世代は新聞を読んでいないということです。読んでいないという言い方はちょっと語弊がありますね。若い世代は新聞を読んでいる人が少ないということです。そのデータとしまして、総務省の平成30年度情報通信メディアの利用時間・情報行動に関する調査報告書の16ページのデータなんですが、新聞を読んでいる人は10代で2.5%、20代で5.3%、30代で13%、40代で23.1%、50代で43.9%、60代で52.8%となっており、新聞折り込みでは配布される年代に偏りが生じる可能性があります。親と同居していない世帯はこの選挙公報を見る機会がないことになるということになると思います。

また、なぜその選挙公報にこだわるかと申しますと、これが一番大きいデータやなと思ったものなんですが、令和元年12月に出版された公益財団法人明るい選挙推進協会によります第19回統一地方選挙全国意識調査、調査結果の概要の12ページのアンケートにあったんですが、これがその表紙のものなんです。その12ページに当たるところに質問が書いてあるわけですが、あなたは今回の統一地方選挙で下記の選挙運動を、まず一つは、見たり聞いたりしましたか。見たり聞いたりしたものがあれば全て選んで丸をつけてくださいと。その中で、役に立ったものがあれば全て選んで丸をつけてくださいねという、そういうデータがありました。

これを見てみると、見聞きしたもので、今言っているとおり選挙公報が入っており、これがその全体の22.4%、そして役に立ったものとして選挙公報が15.5%で一位になっているんですね。ちなみに、この候補者ポスターですね、ポスターばあっと貼っています。見たり聞いたりしたものの中では一番高いんです。51.5%。じゃあ役に立ったかといったら、12.3%で、選挙公報よりも低いんです。複数回答ではあるんですが、そういうデータが出ておまして、もう本当に、見てると、街頭演説や街宣車で走って自分の名前を連呼したりとか、ビラを配ったりとかっていうのは、見たり聞いたりしたっていうのはあるんですけど、役に立ったっていうものはやっぱりちょっと数値が低いんですよ。

選挙公報が今一番多いっていうのは、私が思うには、やっぱり全員の情報が載っているから、だから役に立ったという意味であって、支援者にとっては、その公報っていうのが別に役に立つも立たないもあまり関係ないのかなど。ということは、やっぱり純粹に、その全体を見通して投票に行こうというふうな考えの人には非常に役に立つものなんかだと、選挙公報がですね、そう思いました。

そこで、質問にいきたいと思います。例えば郵便で選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布するとなると、費用は幾らになりますか。

総務課長 選挙公報を郵便で送る際、定形外郵便となるために1通120円ということになります。これを先ほど言いました、前回、参議院議員通常選挙時の実績7,236世帯に送るとすると、約87万円必要になります。

ちなみに、新聞折り込みは1部7円ですので、5万円強ということになります。また、ほかに配達地域指定冊子小包郵便というようなものが郵便局のサービスとしてあるようでして、これでありましたらもう少し安い金額でもいけるようなんですが、やはり発送から、郵便局が保証しているのは3から5営業日がかかるということになっていますので、これは少し時間的にも苦しいかなという気もします。

山口 純議員 了解しました。日にち的な問題が非常に大きいですね。もし、それが、日にちがこの投票日まで配布できるのであればよかったなと思ったんですが、非常にちょっとその辺は物理的な問題ですね。値段が高い安いっていうのは、多分今回のその選挙に関しては目的にはならないと思うんですね。あまねく選挙人の方々に情報を行き渡らせるということのほうが大きい目的ですので、また、もしその定形外郵便で送ったとして、120円の87万円と、今の世帯の。そうしたら、それが高いか安いかっていうふうに考えると、やっぱり選挙の投票率を上げるということを考えたら安いかと思ったんですが、この辺はその日にちが本当にそれぐらにかかるとかかっていうところ、もっと急いでできないのかっていう確認もまた必要になってくることではあります、これはまた別の話としまして。

続きましての質問ですが、今言ったとおり、今聞いたとおり、現実、取りあえずもう分かるとるんですが、答えだけ伺っておきます。郵便などによる各世帯配布の方法も含めた検討、していただけないでしょうか。

総務課長 先ほど議員のおっしゃられたとおり、この郵便の方法で配布することができれば当然配布率は上がってくるものと思いますが、先ほど配達時期指定冊子小包郵便が3から5営業日かかるというふうに言いました。それと同様に、通常の郵便でありまして同じように3から5日ぐらにかかるということでございます。

あと、配送にかかる日数は当然なんです、選挙公報をつくってもそのまま郵便局にもっていくわけにはいかない。封入するでありますとか、よくある帯付けていうんですかね、そういうことをする、そういう手間もかかってまいります。そういうふうなことで、全ての世帯に条例どおり投票日の前日までに配布するのは非常に困難だと思います。

山口 純議員 もう本当に、単純にこのデータを見ると、その選挙公報を極力その世帯に配布して見てもらうことができれば、単純に役に立ったっていう人が1位なんやから、投票率が上がってくるんじゃないんですかっていうことですよ。

ということで、今、もう冒頭から説明いただいておりますように、その各世帯に配布する一つの手段として、新聞折り込み以外のその方法ですね、そういったところは、その置いている場所ですね、そういうのはしっかりと周知を徹底していただけるとありがたいかなと思います。

そこで質問です。委員会は役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等、当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないとあります。補完的な措置を実施する場合、どういったところに何か所設置するのか。また、設置箇所を町民に積極的に知らせていただけますでしょうか。

総務課長 この補完的な措置ということで、役場、本庁舎でありますとか文化センター、エルデホール、図書館、八千種研修センターなどに公報紙を備え置こうと考えています。この備え置くことにつきましては、町の広報紙でありますとか、ホームページ、こういったところでお知らせをしていきたいというふうに思います。

議員がずっと言われておりますように、郵便とかの方法で全世帯に配布が確実な方法をとりたいわけなんです、やはり町村選挙というのは選挙運動期間が5日間しかないわけですね。市であれば7日間ありますので、この2日間というのは大変大きいと思います。この限られた日数の中で、何とかひと世帯でも多くに配りたい、受け取ってもらいたいという気持ちは議員と同じですので、広報のほう、頑張ってやっていきたいと思っています。

山口 純議員 よろしくお願ひします。

2つ目の質問に移ります。

もうこれはその選挙なり、その投票が終わった後の話ではあるんですが、2、年齢別投票行動集計表とって、次期選挙、次の福崎町の議会議員の選挙から、今後の啓発等の参考に資するため、本町有権者を対象として、年齢別に投票行動の調査を実施してはどうかということです。

平成31年4月7日執行、大阪市議会議員一般選挙における年齢別投票行動集計表というものがあまして、これはもう20代であれば20歳から25歳まで、26歳から29歳までと、非常に細かく年齢別にその投票率っていうものが出されている集計表になっています。これにあるような世代別の投票率を見ることができれば、今後の政策に生かせるというふうにも思ったのですが、いかがでしょうか。

総務課長 このご意見も本当にごもつともなことだと思います。ただ、このような集計ができるのは大阪市の投票事務、これが全て投票管理システムを用いてなされているからなんじゃないかなというふうに思います。福崎町の投票事務はいまだこういう投票管理システムによらずに、紙ベースの選挙人名簿を使用して、投票に来られた方にチェックを入れて消し込むという方法で行っています。大阪市と同様の集計をしようと思えば、この1回の選挙後に莫大な事務作業を費やしてその作業をしていかなければならないと思いますので、なかなか実現は難しいかなと思います。

山口純議員 了解しました。最初の質問でずっと言っていましたこの選挙公報ですね、有権者の皆さんにはぜひこの選挙公報を手にとっていただいて、判断材料にさせていただけるように、配布、その他の方法でしっかり努めていただければと思います。よろしく願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、山口純議員の一般質問を終わります。
質問の途中ですけども、暫時休憩をいたします。
再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時43分

◇

議長 会議を再開いたします。
次、8番目の質問者は、小林博議員であります。
質問の項目は
1、子育て、教育問題について
2、街の基盤整備について
3、環境・防災問題について
4、来年度予算編成について
以上、小林議員。

小林博議員 小林でございます。

一般質問をさせていただきます。

昨夜のニュースに絶句をいたしました。コロナ危機が深刻化する中で、職を失った人がさらに増えていることが報道され、そして次に、菅総理が二階幹事長と、そして高名なタレントなどと7名で会食をしていたとのこととあります。国民に外出や家族以外の人との会食を控えるよう要請をしている政府の責任者が、堂々と。コロナに真剣に向き合っているのか。こんな政府に国民の命と暮らしと預けられるのか。子どもたちの将来を委ねられるのか。大きな疑問をもちました。福

崎町政は町民に責任を負える自主的な努力が様々な面で必要であると痛感をした次第であります。

質問項目に入ります。

子育て、教育問題について伺います。

コロナ禍での状況と施策についてであります。一斉休業が行われました。学校の一斉休業は、学年に沿った学力の習熟状況はどうなのか。分からないままに取り残されていることはないのか。カリキュラムがもう日程に沿って進んでいる、子どもたちの理解度とは関わりなく進んでいっているということ、よく教育に携わる人たちから聞かされておるわけでありまして、福崎町の実態はどうでしょうか。教育委員会の認識をお伺いしたいと思います。

学校教育課長 今年度は夏休みを短縮することなどをいたしましたことから、さらに運動会、何とか開催することができましたが、その種目も少なくし、練習日も減少するなどしたこと、授業に充てる日数も確保できておりまして、現在のところ、その4月、5月の休業による遅れは取り戻している状況であります。

さらに、その学習の習熟度につきましてですが、一人一人の理解度を担任教諭が確認しながら進めております。確認テストなどもしながら進めておりますので、分からないところがあれば分かるように別途指導するなどの対応もしておりますので、分からないまま取り残しているという状況にはないと考えております。

小林 博議員 私はですね、いろんなどころの人たちの意見も聞いて今回質問しようと思ったわけですが、本当に心配をされております。このことにつきましてはいね。将来、やっぱりコロナ世代だなどというふうに言われないうにしなければなりません。

その点ですね、ぜひこの議会上の答弁ではなしに、本当に真剣に教育委員会、かかってほしいと思うんです。教育委員会として、このような件について、委員会そのものでどのような議論がされたんでしょうか。そういう経過はあるんでしょうか。

学校教育課長 教育委員会におきましては毎月の定例会の中で、このコロナ禍における学校の状況を事細かく説明もし、質疑もいただき、改善点があれば改善するような形の中で進めてほしいということで、そのような対応で進んでいるところであります。

小林 博議員 いずれにしても、一人も取り残さないということがよく言われますけれど、本当にその意味での、肝に銘じて取り組んでいただきたい。福崎町の場合はそれぞれ県単、町単等の補助教員等も入れていただいて取り組んでおるということですが、さらにこうよく進めていただきたいというふうに思います。時々スクールヘルパーに行ったりして、そんな心配もふとすることがございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、学級編制についてであります。

前回も取り上げたのでありますが、それこそスクールヘルパーに行きますと、4年生まではまだ35人ですか、基準が。5年生、6年生になると、体は大きくなっていくのにもう40人制になってしまう。4年生までは3学級であったのが、5年生から2学級になって、本当にこう教室いっぱいという状況になっております。こういうコロナ禍の中でなおさらその問題を感じております。

したがって少人数学級への取り組みということが非常に重要であろうと思うんですが、教育長の前回の答えはいただいたわけですが、福崎町の教育委員会として正式な議論になって、教育委員会として要望しようとかというふうな、そんなことにはなっておるんでしょうか。

学校教育課長 教育委員会におきまして、いわゆる少人数学級への取り組みということを直接議題として取り上げたことはございませんが、学級編制の基本的な考え方、国に

おける法律における考え方と、兵庫県の独自における施策として学級編制の人数が、4年生までが35人という取り組みをしているというような説明をした経緯はございます。

小林 博議員 今はとりわけこのことについて大きな課題となり、国会でも文部大臣等も積極的な前向きの答弁もしております。こういうときだけに町としても積極的な取り組みがいのではないかと思えます。

ちなみに兵庫県議会では、この件についての意見書も全会一致で採択をしておるところでありまして、福崎町議会も提案できればよかったかなと、最近になって知ったので思ったわけではありますが、みんなで力を合わせてこういう取り組みを進めていかなければならないという思いでありますので、教育委員会としても、あるいは町長としても、その努力方を求めておきたいというふうに思えます。

福崎町の場合は、もう6年生は音楽室と図書室を使って普通教室にしておるのですが、その音楽や、図書室じゃなくて図工室ですね、図工等の授業等、それらについて影響は出ていないんでしょうか。

学校教育課長 全くないということではないんですが、図工につきましても普通教室の中で、できる範囲の授業を行っておるといような形で取り組んでおります。

小林 博議員 理科の実験が少なくなっておるとか、様々なことが伝えられますが、1日も早くこういうことのない取り組みを、町としても体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、福崎小の北校舎の工事についてでございます。

校舎を使用しながらの工事であります。授業や学校生活への影響を大変心配するわけでございます。現場へ行きますと既にシートが張られておりまして、そのシートの中で授業をしております。日照、通風、手洗いやトイレ、給食受け入れなど、この北校舎は様々な役割をもっております。それらの面でどんなふうに進んでいるのか。日照時間、照度、温度などの把握はされておるのか。されておればその内容を数字で報告をしていただければと思えます。

学校教育課長 教室等の環境におきましては、学校環境衛生基準に定められております。温度につきましてはその中で17度以上28度以下であるのが望ましいということで、照度につきましては300ルクス以上で500ルクス以上が望ましいとされております。温度につきましてはもう既に空調設備を設置し、それを使用することで適正な室内温度を維持することができますし、照度につきましては先日照度計にて実測をしましたところ、現在の教室内、北校舎の教室内で800ルクスから1,300ルクスということで、基準内となっているところであります。

さらに、手洗い場の増設でありますとか、トイレ、給食、先ほどおっしゃられました給食の配膳室などの改修は、来年の夏休みに集中して施工する予定にしておりますので、学校生活には影響のないように進める予定にしております。

小林 博議員 工程表等から見ましても、1月、2月、3月、あるいはもう新学期の4月、5月当たりでも結構工事が進んでおるわけでありまして、やっておる階は前の校舎に子どもを送りましても、あとの残った階はそこでやるということになっております。影響がないということは言い切れないわけでありまして、影響が幾らかあるということはもう言わなきゃならんと思うんです。そういうことの心配が解除していくという、そんな取り組みを具体的に一つ一つしていただきたいというふうに思うんですよ。その面での目配りを十分にしておいていただきたいと思えます。

特にこの冬場でありますので、いくら明かりは通すんだといっても、あの枠を見ますと、やっぱりその分だけ日照が少なく温度も低いんじゃないかというふ

うに思います。そんな心配もしながら見ておりますので、その取り組み方を十分に求めたいと思います。

次に、幼稚園などについてであります。通園など、このコロナ禍の中で、学童保育も含めてですが、通園などの受入れを控えるような要請はしていないのかどうか。コロナ禍での保育内容についての変更はないのかどうか等についてお聞きをしたいと思うんです。

学校教育課長 幼稚園につきましては、そもそも保育の必要性の認定を受けた方が利用される施設でありまして、この必要とされる方に対して通園を控えるような要請をすることはありません。

さらに、コロナ禍における保育内容につきましては、特に上半期におきまして運動会等の行事やプール遊びなどを中止するという対応はさせていただきました。それに似たような活動は取り入れて、感染対策をとりながら、工夫して保育を行っておる状況であります。

小林 博議員 これは福崎町ではないんですが、近隣のところで、できるだけ学童保育とかそういうことについてはもう来させないでほしいというふうな、そんなふうな話をされて、できるだけ行かせないようにしているというふうな、そんなことを聞くものですから、福崎町ではどうかなという、そんな心配をして質問をさせていただいておりますので、ぜひ本来の保育の趣旨に沿って進めていただきたいと思えます。

次に、幼稚園の弁当持参の状況なんですけれども、年間の弁当日数がどうなのか、その状況について、まずお聞きをしたいと思います。

学校教育課長 現在、幼稚園の年間の弁当持参の状況でありますけれども、2号認定、3号認定の子どもさんで、月曜日から土曜日まで利用される方につきましては、年間約20日間がお弁当を持ってきていただいている日になっております。

小林 博議員 特にですね、この弁当を入れるとなりますと、もう若い家庭で仕事に行かれておるということが基本的な前提になっておりますので、弁当の日が続くと大変だということのようであります。給食センターが休みであるときの幼稚園の給食というのはどうなっておるのでしょうか。

学校教育課長 基本的に、給食センターが休みといいますのが、閉庁といいますか、作業していないのが土曜日であります。そこにつきましては、外注によるおにぎりとかヨーグルトなどをセットしたものを届けるという形と、あとはメンテナンス等で、お盆などで休むんですけど、その間につきましてはお弁当をお願いしているという形になっております。

小林 博議員 連続してこの弁当が続くというのはどれぐらいの期間なんですか。最大のものは年間の中でどれぐらいでしょうか。

学校教育課長 お盆は8月13日、14日、15日の3日間、4月1日から入園式の5日までの5日間、ここは長い期間となっております。

小林 博議員 そこでその4月の、特に約1週間続く間ですね、この日数を減らしていただいて、その外注の、そういったものでも含めて、この弁当持参日数を、4月の年度当初の分ですね、減らしてもらえないかという、そういうふうなことなんですけど、その点についてはどうでしょうか。

学校教育課長 給食センターは基本的になかなか修理、修繕等で休むことができない施設であります。ですので、8月のお盆でありますとか、4月の冒頭の期間を利用して、どうしてもメンテナンスをする必要のある期間として設けているところではあります。議員ご提案いただいたように、できる限り弁当ではない日ということで検討の中で協議し、給食センターの状況も踏まえまして検討していきたいと思

ます。

小林 博議員 大変な負担になっておられる方もあるようでありまして、その点について、改めて検討方を求めておきたいと思います。

次に、給食運営についてであります。異物混入の問題を前にもお聞きをいたしましたけれども、その後、絶えず業務の改善、点検は進められておられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 異物が混入いたしましたら、従前からではございますけれども、業者からの報告書の提出を求めています。報告書の提出がありました後、業者を訪問し、その現場の確認、聞き取り等も行っております。また、業者が毎日現場の記録をつけているチェックリストを6月分から町に写しの提供を求めるとともに、さらに9月からは異物混入の報告書にその業者さんが記載された改善内容に対して、実行できているのかを確認するため、その業者さんのチェック表に町でこの項目を追加してくれということで追加した上で、提出をしていただいております。

また、兵庫県学校給食・食育支援センターに異物検査と合わせて業者の指導を依頼し、この10月から来年3月まで毎月、兵庫県学校給食・食育支援センターと兵庫県学校給食食パン・米飯組合が業者に立入調査を実施しまして、集中的に指導を行っていただいているところであります。

小林 博議員 再び連続して繰り返さないように特段の指導をお願いしたいと思います。

それから次に、給食につきましては、業者だけではなしに学校まで届いて、それが子どもたちの口に入るまでの間、いろいろな作業があると思います。子どもたちのつけるエプロンやらそういったものも含めて、そういったものの衛生管理やら点検、交換等はどのようになっておるのでしょうか。

学校教育課長 まず、給食センターにおきましては、学校給食衛生管理基準等に基づいて運営をしております。日常点検としましては毎日記録をつけておりまして、作業前、作業中、作業後の70項目のチェックを確認しております。

また、食器器具等は使用後に消毒保管庫等で熱消毒処理をするとともに、消毒保管庫に入らないものにつきましてはアルコール消毒を実施しております。

学校における給食エプロン等につきましては、当番が交替されるときに自宅にて洗濯をし、またもってきていただいて新しい当番さんがつけられるということで、衛生面に気を使いながら使用しているところであります。

小林 博議員 それらの用具の今、更新はどれぐらいでしょうか、期間は。

学校教育課長 ハード的なものにつきましては、不具合が頻発しないうちはできるだけ長く使うということと、食器等につきましては目視点検も含めて、日々の点検の中でこれらは交換する必要があると判断した場合は予算化して交換していく形となっております。

小林 博議員 特段何年という決まった期間はないということですか。

学校教育課長 食器等の購入計画という形での計画はもっておりますが、それ以前に食器の材質によりまして不具合が出ているとなれば早期に交換することもありますし、大丈夫であるということであれば使っていくというようなことで、特に定めた期間はございません。

小林 博議員 いつ購入してどうか、エプロンなどはいつ更新したと、そういう記録は全部大体残っておるわけですね。

学校教育課長 学校におけるエプロンにつきましては、ちょっとその記録状況については把握していないんですけれども、学校、養護教諭も含めて、その程度によりまして更新をしていくという形になっていると思います。

小林 博議員 その辺も、今のような時勢ということでもありますので、ぜひ記録もはっきり

させて、尋ねられればさっと答えが出るというふうにしておいていただければ父兄も安心かなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、社会教育施設のほうに移りますが、コロナ禍では手洗いやトイレなどの設備が注目をされるようになりました。学校等もそうですけれど、社会教育設備のほうにおいても、見た目にも問題を感じるものがかなりあるように私は思うのですが、その認識はどうでしょうか。それらの対策はどうしていかれるのでしょうか。

社会教育課長 特に社会体育施設の中には整備後、年数がたっている施設もあり、見た目には問題があると感じられる方があるかもしれませんが、定期的な清掃を行い、清潔に使っていただけるよう心がけているところです。

また、ご指摘をいただきましてから担当にも確認いたしました。整備要望は聞いていないということから、施設確認を行いました。問題となる施設は見つからなかったという状況でございます。

小林 博議員 問題認識についてはそれぞれの人の価値観や見方もあると思いますけれど、ちょっと写真でも撮って出そうかと思ったんですが、それはもう時間がなくてやめました。そんなことですね、ぜひそういう部分にも配慮をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

その他ですね、高齢者や障がい者も幅広く利用できるように、そういうことが強く求められております。体育館等の使用も含めて高齢者のスポーツ活動への参加も非常に強まっていておるわけでありまして、コロナ禍でありますので密にならないように体操もしなければならぬということ、体育館でも2班に分けたり3班に分けたりですね、いろんな工夫をしてやられておるようでありまして、ぜひこうした対応、高齢者、障がい者等も幅広くいろんな施設が利用できるその他取り組みを求めておきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 現在のところ、社会教育課のほうで伺っております要望につきましては、スポーツ公園のソフトボール場でグラウンドゴルフとしての活用が多く行われています。高齢者の利用が多く、グラウンドの北側階段に手すりの設置を要望される声を聞いております。利用者の安全性、利便性の向上のため、また町長の指示事項でもあることから、令和3年度当初予算に要望をさせていただいているところでございます。

小林 博議員 それはそれとしてぜひやっていただきながら、体育館等でも、先ほど言いましたように、参加が増えて非常に混雑というふう感じられておる、そういう参加者もありますので、いろんな面で基本的な考え方を求めておきたいと思っております。

次に、大きな2番目で、街の基盤整備という方向でちょっと書いております。項目だけはちょっと大きく書きましたけど。

最初に、秩序あるまちづくりという点で、昔からずっと思うことでありまして、何回もこの場で述べておることです。市街化区域が設定され、用途区域など都市計画区域となって、それから50年、生活環境はどんなふう整備をされ、変わっていったのかというふうに思うのでありますが、市街化区域の中は小規模開発の連続でありまして、結果として消防車、救急車も侵入、あるいは通行困難な状況も生まれております。また雨水排水にも問題が多くなっており、何のための市街化区域設定だったのか。税金だけが高いだけなのかと常々疑問に思うのであります。農村時代のように集落に任せて、集落が生活道路やら、あるいは水路の整備の実施責任者というふうな時代はもう過ぎたのではないかとこのように思うのであります。

先日の前川議員の質問と同じような思いをもっておるわけでありまして、住みよいまちづくりのために、安心安全なまちづくりのために、行政の責任ある指針や施策を進めるべき時代に至っておるといふふうに常々思っておるのでありますが、まずその認識について伺いをいたします。

まちづくり課長 この市街化区域及び市街化調整区域の区域区分でございますが、これは無秩序な市街化、これを防止し、計画的な市街化を図るということを目的としたものであり、市街化区域では優先的かつ計画的に市街化を促進するために、議員も言われましたように建築の用途や形態を規制、誘導する用途地域を定めるなど、都市としての必要な施設整備を行うこと、それらを目的に安全で安心な都市環境づくりを進めていくため、福崎町では昭和46年3月に都市計画の線引きを行っております。

議員ご指摘のように、比較的小規模な開発、こちらが連続、または点在することによりまして、下流に対する雨水排水などの懸念は生じることにはなっておりますが、この開発につきましては県の開発指導要綱、こちらによります技術基準などに沿った形での申請、実施がされているものでございまして、町としては、行政指導によりまして下流水路の断面不足に対しての工事などを、あくまでも開発業者にその対策についてお願いをするといったような形となっております。

ここで行政の責任ある指針、施策を進めるべきとのご指摘なんですけど、先ほども申しましたように、町といたしましてはこの開発指導要綱などによりまして、開発者などに対して適正な指導を行っております。

また、防災上の重要な課題ということで、消防車、救急車の侵入に関してですが、現在開発により設置されております道路幅員につきましては、こういった緊急車両は十分通行できるものとなっているというふうに考えております。

小林 博議員 おっしゃるように、今の開発につきましては一定のそういう対応はされておることではあるかと思います。しかし、従来からの村形態の中では、昔はもう荷車さえ人間が引っ張って通ればいいというふうな、そんな道幅でありますからね、その横に水路があるという、そんな状況であります。それらが市街化区域になって、もう農地も何もほとんどなくなってしまって、そういう対応ではできないというふうなところが残されていっております。そうしたことはなかなかよくなるというふうに思うんです。せっきやく市街化区域設定をして、50年間たって、まちづくりをしようということやってきたわけですが、こんな問題をさらに残しておるわけですから、もっと町が責任のある対応を進めるべきだというふうに思っております。

町の大きな事業が進められる、辻川界限ですとか、駅前でありますとか、何らかのときにそれに引っかかるところはそれはよろしいですけど、そういう状況にはならない、何回かこういうふうな同趣旨の質問をさせていただきますと、個々の相談に乗りたいというふうなことでありますが、それはそれとして相談しなきゃならない部分が出てくるとは思うんですが、そうなりますと、当然不公平というふうな問題も生じてまいります。見た目がね。したがって、不公平にならない、そんなまちづくりを進めるべきだとも思っております。

ぜひですね、生活道路の確保、そして雨水排水対策等々ですね、それに町当局がもっと真剣に積極的になってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 過去の開発におきまして、道路幅員等が基準に満たないような箇所があり、そちらに関しては今言われましたような消防、救急車などの緊急車両が非常に入りにくい箇所でありますとか、一部については水路の断面不足が見受けられる箇所もございまして、ただ、そういった箇所を、道路幅員などの整備を行っていくと

なりますと、今現在お住まいの方の用地、または建物等のご協力をいただくといった非常に大きなことにもなっています。この件につきましては、雨水整備等もございますが、近隣などの動向を見ながら、県などにもそういった手法があるかどうか調整は行っていきたいというふうに思います。

小林 博議員 区長会要望とそれに対する答えというふうなものをこの間改めて3年分ほどめぐって見たわけでありまして、優先順位が低いとかというふうな答えが書かれておたりもいたします。ところが、町の事業としてやられておるその具体的な整備内容でいいますと、やっておるところとやっていないところと、優先順位がどう違うんだろう、誰が優先順位を決めるんだろうというふうな、そんな疑問を、現場を見るとですね、思うことが正直今もあります。

そんな意味でですね、ここに括弧して上に書いております。不公平ということというわけでありまして。そんなふうな点も感じておりますので、ぜひこういったまちづくりの面について、生活環境をよくしていくという立場でですね、あるいは安全なまちづくりを進めていく立場で施策の進行を求めていきたい。制度の新たな改変を求めておきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

町 長 私が町長になったときの所信表明の中で、公平公正なまちづくりをやっていきたいということを申し上げました。私はもうそのことが第一番であろうというように思っております。またそのように私自身は行政に携わっているつもりであります。市街地の中で、密集地が残されていて、そこがなかなか対応できていないのではないかとあります。多分そういったところが残っているだろうと思います。けれども、やはりそこに住んでおられる方の私見というものもありますし、そういったことを踏まえて対応をしていかなければならないということでもあります。建て替えをするときには壁面後退をしていただいて、何メートルかの道路にさせていただくとか、そういったことで、その都度その都度の対応はできるんですけども、ひとまとめにしてどうこうするというのはなかなか、実際問題として難しいことでもあります。

40年来の課題でありました福崎駅周辺整備でありますけれども、これもやっとなかなか進められたわけでありまして。そういった町をあげての事業というものはなかなか進められるものでもありませんし、やはり実際的には、どのように進めていくかということになれば、それぞれの過程で、建て替えの時期だとか、そういったところを見込みながら住みやすい環境を整えていくということが一番現実的なやり方ではないのかなというふうに思っているところでございます。

小林 博議員 なかなか話がね、かみ合わないようですけれども、宅地開発の場合でもですね、建築基準法で認められるんだとって境界いっぱいいっぱいにもう建物が建ってしまう。もともとの村の人はですね、例えば私の村でいきますと、相談をすれば、村に相談をすると、ちょっと引いてくれへんかということで、引いて建てる。ところが業者になると、いっぱいいっぱい建てて建築確認を町が通してしまうということですね、そういうふうになっておるところもあるわけですね。したがって、そういうふうなところから町の姿勢というものも問われております。

それから、最初に言いました水路等、あるいは昔からの道路等をですね、これらはもう昔の土地改良の補助金でやってくださいと言われても、田んぼがないしね、工事費も高いし、村だけでやれと言われても、もう実際上大変困難な状況に至っておりますので、そういう部分について、町の取り組みを、制度改正を求めているところでもありますので、よろしく願いを、私の意のあるところをぜひ酌み取っていただいてですね、検討をしていただきたいと思います。

次に、都市計画街路について伺います。

以前に計画が廃止をされた部分があります。そのときに大体の整備案が示されて、そうして廃止へと進んだわけでありましたが、それらはどのように取り組まれておるでしょうか。

まちづくり課長 都市計画道路の廃止でございますが、町道大門福田線並びに町道高橋山崎線、こちらについて、代替え路線で処理可能として、それぞれ一部について路線廃止を行った経緯がございます。

まず、大門福田線でございますが、こちらの代替え路線といたしましては県道三木宍粟線、こちらのほか2ルート、合計3ルートの活用をすることにより、この大門福田線の交通量に対応可能であるという判断をいたしております。

しかしながら、その際、県道三木宍粟線、こちらは一部区間において混雑度が非常に高くなっていることから、町道井ノ口大門線の部分改良や、また待避所の設置などを検討するということにしておりました。こちらにつきましては、一部ではございますが、町道井ノ口大門線において側溝に蓋がけをして路肩部分を広くするなどの対応の工事を行っております。

一方、高橋山崎線、こちらの代替え道路といたしましては、中島井ノ口線から国道312号、こちらを通るルートのほか同じく2ルート、合計3ルートを代替え道路として検討した結果がございます。こちら検討事項といたしましては、県道三木宍粟線までの接続道路としての検討でございまして、県道甘地福崎線、それから町道駅南幹線などにつきまして機能強化を図る必要があるというふうになっております。この代替え道路の整備状況でございますが、県道甘地福崎線につきましては現在県において整備中ではございまして、県道甘地福崎線、それから駅南幹線につきましては、駅前周辺整備事業において整備を行っております。

また、この甘地福崎線から駅南幹線、それから町道下河原線を通りまして県道三木宍粟線へ行く接続ルートでございますが、市川右岸広域道路として神河町、市川町とともに整備促進期成同盟会を設立し、広域的な整備を含め、兵庫県にも要望しているところでございます。

小林 博議員 県道三木宍粟線の新七種橋のところ、あそこの進入路もですね、非常に入りにくいところとなっております。あの辺も考えられて、代替整備として考えられておったと思うのですが、それらについてはどうなっておるでしょうか。

まちづくり課長 今言われておりますのは下河原線のことだとは思いますが、現在、今やっておりますのは高橋山崎線、こちらの代替えでは、まず駅前ということでやっておりますので、今現在、そちらについて具体的な要望についてはございません、要望というか計画についてはございませんが、先ほども申しましたように市川右岸広域道路、こちらのほうでまた県と調整をとりながら行っていきたいというふうに思います。

小林 博議員 七種橋の橋の欄干といいますか、橋のあれが大きいんですね、なおさら見えにくいし危ないというふうなことでありますので、それらも含めてぜひお願いをしておきたいと思っております。

次に、福崎駅田原線についてはですね、計画についてはお聞きをしておりますので、その進捗状況については承知をいたしておりますが、その関連道路としての新町千束線との関係についてはどんなふうに予定をしてといたしますか、考えておいたらよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 先ほど言いましたように、この福崎駅田原線につきましては、現在、都市計画の変更をしているということでご報告させていただいております。このご指摘の千束新町線でございますが、福崎駅田原線が千束新町線に合流しましてから312号までのバイパスといいますか、接続道路として計画をしてございまして、こ

こちらにつきましては福崎駅田原線と同様に令和3年度、来年度より5年間の計画として事業を推進するべく、国・県などへ予算要望を行っているところでございます。

小林 博議員 分かりました。できるだけですね、計画どおりに進んでいくように求めたいと思います。

次に、都市計画決定がされていて事業化されていない部分もまだあるわけですが、その土地の問題についてであります。ご承知のように、計画決定がありますと私権が制限をされております。それらについてはですね、どのように対応をしていくのか、お聞きをいたします。

まちづくり課長 ご質問にございますとおり、都市計画決定されました都市計画施設の区域、今回ご質問されていますのは都市計画道路区域となっておりますが、こちらの区域内におけます建築物の建築には一定の制限が加えられることとなります。具体的には、行為を行おうとするもの、建築確認申請でございますが、都市計画法第53条の許可を得てから行うということになっており、その許可の基準は同法第54条で2階建て以下、また地階を有しないことや、鉄筋コンクリートづくりは不可などがございます。

こういったこともございまして、都市計画決定後に長期間を経過しても事業化に至っていない、いわゆる未着手道路、こちらにつきましては土地所有者等の権利を制限し続けることになるわけであり、前回、大幅に見直しを行いましたのも、そういうふうな状況を解消することも目的の一つとして、10年以内に事業予定のない区間について廃止に向けての検討を行いました。事業が早期着手できるのが一番いいんですが、先ほど言いましたように、未着手道路につきまして、計画につきましてはこういった見直しを行うことにより、そういった制限の解消などに努めていきたいと思っております。

小林 博議員 この都市計画街路を最初に決定をしていくときにずっと説明会等も進められたわけですが、事業化されていない段階でも私権の制限は受けるのでありますので、地権者は町に対してその土地を買い上げてほしいという、そういうふうな請求権があるというふうな説明を聞いたような記憶があるんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

まちづくり課長 事前買収、先行買収ということですが、こちら事業化されて測量や詳細設計を行います。そういったことを実施して初めて正確な買収ライン、こちらが決定するわけございまして、それまでの先行取得となりますと、都市計画ですので大方のラインは出ておりますが、後日に詳細設計をした後、追加買収などが生じることが十分考えられます。そういったこともございまして、町といたしましては、この用地買収につきましては、事業化されてから、こちらが望ましいというふうに考えております。

小林 博議員 いや、法的といいますかですね、その制度上は全くその先買いをしてほしいという地権者の請求権はないのかという、そのところです。

まちづくり課長 制度上はございます。ただ、先ほども申しましたように、そういった追加買収などを回避するためにも事業化されてからということを考えています。

小林 博議員 制度上はあるということですね。それはそのようにですね、ずっと以前にお聞きをして、そんな説明もしていったんですけど、そういうことでしたらそれをもとにですね、請求をされたとき、断れないのではないんですか。

まちづくり課長 必ずしも、請求はございますが、必ずしも買いますというか買収に応じなければならぬということではないというふうに理解しております。

小林 博議員 そのところはそれで法的に争ってこられたら非常に難しいことになると思う

のですが、町としても事業化してからでないと、国・県の補助の関係もあってですね、いろいろそういう台所事情もあろうとは思いますが、私権が制限され続けて、もう大方45年もたってまいりますとですね、いい加減にしてほしいというふうにおっしゃっておる方も現実にございますので、ぜひその面の検討をしていただきたいと思います。取りあえず、法的には先買いの請求権はありますよということで、私に尋ねられた方にお答えをしてよろしいでしょうか。

まちづくり課長 請求権はございます。

小林 博議員 分かりました。その点についてですね、これも町の検討のいるところだと思いますので、ここで詰めて答えを聞くというよりも、一度改めてご検討いただいて、後にお答えを聞きたいというふうに思います。取りあえずそういう今日の応答の返事をしておきます。

次に、バリアフリーについての件であります。

福崎駅のエレベーター設置の課題は必須であります。駅前周辺整備の途中の段階でも平成31年、平成32年、すなわち令和元年から令和2年度にかけてやるということはもう決定しておるといふような立場での報告ばかりお聞きをし、私たちがそのように住民の方に言ってきましたが、現在なお課題となっております。この件についての見通しを改めてお聞きをしたいと思うんです。

一昨日夜、駅前の方から電話がありました。足が悪くなり歳もとったので免許証を返還した。姫路の病院に行っても帰りは溝口駅でおりてタクシーで福崎の駅前の自宅まで帰ってくる。そこでこの方は、JRになぜエレベーターがつかないのかと尋ねますと、それは福崎町の仕事ですとの答えであったというのであります。それで私に、福崎町は何をしとんですかといひ、お叱りの電話であります。

福崎町内いろんなところから駅のバリアフリー、とりわけこのエレベーターの関係については要望が大きいわけですが、その点についての、取りあえず最近の状況の報告をお願いいたします。

技 監 まず、住民のお話で、エレベーター設置については町がすべき事業、確かに町が先頭に立ってやるべき事業だとは考えております。ただ、これにつきましては事業者であるJR西日本、それから国、県、町がそれぞれ費用負担して、それぞれが努力をして事業の実施に向けて取り組むべき課題と考えております。当然、町はその先頭に立ってやっていきたいと考えております。

それから、福崎駅のエレベーターの設置についての現在の状況でございますが、国の基本方針の中で3,000人以上、日ですね。3,000人以上あるJR駅、鉄道駅につきましては国の基本方針で令和2年度までに整備をするという中で、今年度の国の予算がついていないということがございましたので、国土交通省鉄道局長、近畿運輸局長に要望活動を行ってまいりました。

さらに、この11月には兵庫県とともに事業者であるJR西日本の大阪の本社に出向いてその状況を確認しまして、また同じ11月には町長が再度、国土交通省鉄道局長に要望活動を行いまして、住民や駅利用者の声を届けてきたところがございます。JR西日本は、新型コロナウイルスの影響で2021年3月期の最終損益を2,400億円の赤字と予想しており、非常に厳しい状況であります。福崎駅のバリアフリー化の必要性は認識しておると。最大限努力するという話でございました。

国もバリアフリー化の基本方針に基づいて支援していくというお話をいただいております。コロナ禍の中、各機関の予算確保が難しい状況であることは十分認識しておりますが、本町の誰もが訪れやすく住みやすいまちづくりの一環であると

ともに、利用者が3,000人という一定の基準を超えている福崎駅のエレベーター設置につきましては、実現してしかるべきと考えております。今後も県と連携しまして、国、JR西日本の動静を注視して、早期実現化に向け取り組みます。

小林 博議員 前回と変わらないお答えなんですけれど、町は努力をしていただいておりますのはよく分かります。町長も先頭に立って要望を繰り返ししていただいております、そのことも町民の皆さんにお伝えをしておるところであります、どこが問題なのか。JRがやる気がないのか、国が問題なのか。どこに問題があるんですか。その問題のあるところに焦点を当てて運動を展開しなきゃなりませんので、お聞きをいたします。

技 監 どこに問題があるか。冒頭に申し上げましたが、この事業はJR西日本と国、県、町が一緒になってやっていく事業、その中で、今、事実として国の予算がついていないというところがございます。ただ、国も事業者であるJR西日本がどう考えているかっていうところも含めて、実際に予算をつけるかどうかということを考えているというふうにも聞いております。その中で私申し上げましたが、国とJR西日本、両方に気持ちを伝えるといいますか、努力していただくように、予算をつけていただくように強く申し入れを続ける、しつこく続けるっていうことが大事かと考えております。

小林 博議員 いろいろな方面から尋ねると、国はJRが要望してこないんだというふうに言うし、JRはJRで、先ほどの町民の方への答えじゃないですけど、町に責任をなすりつけたり、責任のなすりつけ合いで、どこに問題があるのかさっぱり分からないという格好で困惑をしてしまいます。ぜひですね、この取り組みを強めていただきたい。ある意味でもうさらに町民ぐるみの大きな運動にしていくべきではないのかというふうに思うんですよ。そういった取り組みはどうでしょうか。

町 長 私は今年になってから福崎町の思いを、今、技監が言いましたように、国土交通省の近畿運輸局、それから国土交通省の鉄道局、JRも福知山の管理局、そして本社、また県とも連携をいたしまして、一緒になってJR西日本の本社のほうにも要望活動に行ってみまして、福崎町の思いをしっかりと伝えてまいりました。もう力いっぱいエレベーターの設置に向けての取り組みはしてきたと思っておりますので、ここは来年度、楽しみにして待っているということにしておきたいと思っております。

小林 博議員 前に福崎駅整備の最初の段階で、みなと銀行に駅前に残ってほしいという要望を、町や町議会、あるいは商工会、工業団地協議会等々、区長会等含めて、そういった要望書も出して実りましたけれど、そんなことも含めてやっていく。あるいは駅前に大きな横断幕でも町としてつくって交流センターに掲げるとか、そんなことも含めてちょっと検討はいるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ取り組みを強めていただきたいと思えます。

駅前にはですね、全ての人が住みやすく訪れやすいまちづくり、福崎ユニバーサル地区協議会とあって、いい看板がかかっております。これを見たら、もう本当にいいまちづくりになるんだと思うんですが、これが平成21年1月21日知事指定というふうなことになっておるんですが、この精神は、というかこの制度はまだ指定のまま生きておるんですか。

技 監 この精神、理念については今も存続しているものと考えております。

小林 博議員 それではそれに対する財政的な裏づけも県からあるということですか。

技 監 この内容につきましては、それぞれの事業、取り組みに、このプランにのっているからといいますか、住民の声も含めて、これにのっているから事業化の一つ

の要因という形で反映されていると考えております。

小林 博議員 駅前にこういうものが掲げてありますと、さぞそうなんだろうと思いますけれど、駅のほうを見てもみますと、電車の乗り入れ口とホームとの間にやっぱり段差がありますしね、駅の階段は、先ほど言いましたあの階段は、数えてみますと29段あります。ちょうどこの3階まで真っすぐ上がるような高さですね。そんなふうな状況でありますので、最初に言いましたように、大変厳しい階段となっておりますので、エレベーター設置を含めて、この駅前の看板にふさわしい、そんなふうな方向で進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、町道など町有の土地施設の管理について、雑草や排水など、あちこちでよく聞くのでありますが、それらについての対応を、積極的な対応を求めておきたいと思っております。

まちづくり課長 主要な町道、1級、2級町道でございますが、こちらは年2回ではございますが、町において草刈りを実施させていただいております。その他の町道につきましては近隣の方、地元の方などに草刈りなどを行っているのが現状となっております。

小林 博議員 昔のように、それぞれの家で牛が飼われておってというふうな状況でしたら草も必要になるんですが、なかなかそういう時代も済んでしまいましたので、町で対応されておるところもあろうかと思っておりますが、それぞれの住民からの要望に応じていただきたいと思います。

次に、自然と歴史を生かしたまちへの取り組みということで書いております。

訪れたい、住みたい、住んでよかったと思えるまちへの具体的な施策展開というふうなことが必要だというふうに思うわけでありまして。そんな意味で、福崎町には多くの資産があると思っております。日本遺産、七種山周辺、山城、古墳、神社、仏閣等々多くありますが、これらを十分に生かした、そういう町行政の展開とか、あるいは観光行政なり町の紹介とか、そういういろんな面での生かし方というのはあると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

地域振興課長 本町には、他市町にも負けないたくさんの文化観光資源があります。中でも県下八景七種の滝が流れる七種山や播磨の国風土記にも登場する神前山、大坂の陣5人衆の1人、後藤又兵衛ゆかりの春日山、そして神社・仏閣では名刹金剛城寺や沙羅の寺・應聖寺では播磨の紅葉ベスト5にも選ばれています。

また、日本初の産業専用道路、銀の馬車道が貫く辻川界限では、民俗学の父、柳田國男先生の生家や日本で初めての試みである県指定重要有形文化財を活用した宿泊施設、大庄屋三木家住宅や特産館もちむぎのやかた、辻川山公園の河童や天狗、それから妖怪ベンチなど、たくさんの観光スポットがあります。

これらをごっそり紹介できるよう統合型観光アプリケーションの開発を進めております。福崎町の魅力を知ってもらい、訪れていただき、楽しく周遊して体感していただく、そしてもう一度訪れてみたいと思ってもらえるよう取り組んでおります。また、8月に発売されましたアエラで近畿圏内のコロナ時代の移住先ランキング1位に選ばれています。自然豊かな環境に包まれたまちに大型商業施設や医療体制が充実して、その上、災害対策、行政サービスが期待できるまちと紹介されております。

このことから、住みたい、住んでよかったと言ってもらえるまちづくりを展開しておりますし、魅力あるまちであると感じております。今後も文化観光資源を活用して、定住移住も含めまして、観光振興につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

小林 博議員 ぜひ、そんな紹介のアプリ等も使ってということでありまして、最近、訪れ

る方がたくさんになっておりますので、生かして行ってほしいと思います。

日本遺産といえばですね、銀の馬車道ということに福崎町ではなろうと思うんですが、もう一つ日本遺産というのは生かし方があると思うんですね。西国三十三所というのが近年日本遺産として指定をされました。その西国三十三所を江戸時代はずっと巡って、伊勢参りが盛んだったように、半ば旅行も兼ねたような形で西国三十三所をずっと巡るというふうなことで、江戸時代にはガイドブック等も出されたりしておったようであります。多い時には年間2万人もが西国三十三所を回るというふうな、巡礼するというふうなことでもあったようであります。その江戸時代のそのガイドブックの写真がここにあるんですが、西国三十三所を巡る、この全体の大きな写真であります。

そのうちのこの播磨の部分をちょっと拡大してみますと、書写の次は天橋立のところの成相寺だったですね、そっちになるわけでありまして、巡礼するのに、この書写から出て前之庄、板坂、屋形というふうな、ずっと宿場町の案内がしてあるわけです。こういう古地図といいますか、こんなものもあるんですね。こんなふうにして紹介をされております。1か月ほど前にも板坂で巡礼姿の方に出会いました。近所の方に聞いてみますと、時々回られるそうであります。板坂、田口方面にはその案内の道標も残っており、それから行き倒れになった方々のお墓と思われるような墓標等みたいなものもずっと何か所か残っております。そういったものも遺産としてありますので、田口の村史でありますとか板坂村史にはそういうものもあると思いますので、そんなことも町のこのマップに位置づけて、銀の馬車道とともに、西にもこの新しい日本遺産の関連の道がありますよということなどの紹介もして、生かしていただければなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 今、議員さんが言われました日本遺産、西国三十三所観音巡礼につきましては、2府5県にまたがっております。キャッチフレーズとしまして1,300年続く日本の終活、終わりの旅ということで、令和元年に日本遺産に認定されております。地域の活性化を目的とし、日本の文化、伝統、ストーリーを語る有形、無形の文化財であります。ルートの的には今言われましたとおり、東から来ますと加西の法華山、それから書写山の円教寺、そして当町の板坂、田口を抜けまして京都の天橋立方面へと向かっていくルートと聞いております。

巡礼と一緒に観光を楽しむ巡礼者も多いとのことで、ルート上にあります道しるべ、道標についても確認をしまして、保存できるものについては保存させていただきます。観光の一つのアイテムとして活用できるようにと考えております。今言われましたように、開発しております観光アプリの中でも紹介できたらなと思っておるところでございます。

町長 私、勉強不足でございまして、日本遺産は銀の馬車道だけだと思っておりましたら、今、西国三十三所巡りが日本遺産になっているというお話を聞かせていただきました。確かに私の住んでおります田口には道標というんですか、それがあります。県道ではなくて山の中、くねくねしたところが巡礼道だったということは知ってはいたんですけども、こういうふうにして日本遺産に取り入れられたというようなことでもありますので、しっかりと銀の馬車道、そしてこのもう一つの西国三十三所巡りのほうも福崎町の財産として大切にしていきたいと、今、そのように思ったところでございます。

小林 博議員 あと、そういった種類の問題では、七種山周辺の具体的な取り組みをぜひ今後も推進してほしいというふうに思います。トイレの整備やら、あるいは池やら、昔の池等の観光といいますか、説明板等もつけていただいたり、それなりに進ん

でおるわけでありまして、大変訪れる人が多く、老若男女という形で滝まではお越しになっておりますので、取りあえずそこまでの安全対策やら、いろいろこの木の案内とか、紹介をしたりとか、いろいろやってほしいというふうに思います。安全面で参考になるのは、近くでは神河町の扁妙の滝だと思います。ずっと今、観光で有名ですので、行っていただいたら、危険なところに階段がついたり、いろいろしておると思います。

それから、山の溪谷等を歩いて面白いのは、そんなに遠くないので一遍行ってほしいと思うんですが、岡山県の若杉原生林、これは千種高原を岡山側へおりにいくその途中にある原生林であります。谷あいを歩くともう一つ一つの木に名前がついて、その説明がしてある。本当に楽しいもんです。ヨグソミネバリって、夜のくそのみねばりと、そんな名前の木があるんだなというふうにびっくりしたりして、楽しみながら何回も行けるといって、そんなふうなことで、そんな努力もしてやっていただければ、ますます魅力ある地域になるのではないかというふうに思いますので、ぜひ様々な取り組みを進めてほしいと思います。

次に、県道甘地福崎線北校区の進捗状況については、これは時間がないので、ちょっとこれは飛ばします。

あと、環境・防災についてであります。

高橋での廃棄物堆積、あるいは町道198号線上の問題について取り上げてきておりますが、これまでの取り組みと今後の方針についてお聞きをいたします。

住民生活課長 高橋の問題でございます。管轄であります西播磨県民局は、引き続き継続的に発生源者に対して電話催促を行っております。県によりますと、直近では12月3日に発生源者を西播磨県民局に呼び出し、最低でも年内には何台かをもち出すように指示しているとのことであります。今後につきましても、県に対しまして引き続き強い対応を求めてまいりたいと思います。

まちづくり課長 高岡、町道の198号線付近でございます。9月の定例会以後の取り組みとどうか状況でございますが、相手方と現地、それから役場において1回の協議、打合せを行っております。結果は残念ながら具体的な解決策には至っておりませんが、今後については、相手方とは引き続き調整、協議を行っていくつもりでございます。また一方、法的措置につきましても視野に入れながら、弁護士と引き続き相談を行っていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 この高橋の分の業者は、これまでも大阪のほうで法的措置をされたりしているというふうに聞いております。福崎町についても、もう少し強い対応が必要なのかなというふうに思います。

198号線の問題については、取りあえず官民境界を明確にして、公道上、町の敷地上は撤去をさせるという取り組みがいののではないかとと思うんですね。誰が見てもこの官民境界は、昔の道路形態から言いまして、町道敷地に古い車があるのではないかとこのように思われておりますので、ぜひその点も明確にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 198号線の道路境界と申しますか、官民境界でございますが、9月議会におきましても答弁させていただいたように、町が思っている官民境界と相手方が考えている官民境界に差異がございます。そちらを含めまして、議員おっしゃられますようにこういった官民境界、官民の境界位置をはっきり確定をさせて、その上で調整等を進めていきたいというふうに思います。

小林 博議員 それぞれ町の姿勢を問われております。こうしたもうはっきりとって無法とっていい状況を放置するのは、町行政や、あるいは県行政への信頼感を損なうものだというふうに思います。その点をかけて取り組みを強めていただきたいと

思います。早期にいい報告ができますように、聞けることができますように、住民生活課長、頑張ってください。

それから、河川敷の管理については、これはもう前から言っております堆積物の撤去等と町長も報告で言われておりますし、区長会でも力を入れておられますので、この点については特に力を入れてください。

次に、防災行政無線について、聞きとりにくいとの声を多く聞くわけですが、これはどの程度の数を把握しておるのか。今年度予算化されております戸別受信機の配置の推進は現状どのようになっておるのでしょうか。

住民生活課長 防災行政無線につきましては、どうしても入りにくい亀坪地区、田口地区の一部には全て戸別受信機を配付しております。そのほか、自治会からそのような声があればスピーカーの向きを調整するなどの対応もしております。

あと、戸別受信機の進捗でございますが、今年度、防災行政無線親局無線装置の更新と、避難行動要支援者のうち希望者に戸別受信機を設置する予算を計上させていただいておりますが、計画の申請をいたしましたところ、近畿総合通信局との折衝に想定外の期間を要したため、今年度中の納品が難しいと判断しております。事業は翌年度に繰り越し、令和3年度早期の完了を目指します。

小林 博議員 今後、この戸別受信機の配置について、住民が希望すれば対象にしてもらえるのかどうか、その点についてはどうなんでしょうか。

住民生活課長 それ以外で希望される世帯につきましては、令和4年度以降の配付を検討してまいりたいと考えております。

小林 博議員 それではそのようにお願いをいたします。

次に、コロナは新自由主義が人を幸せにしないことを明確にしたわけですが、自然や住民の生活環境を大切にすることが政治経済の基本と私は考えております。最近も福崎工業団地周辺で環境上の問題も含めて聞くことがあるんですが、福崎町の、この環境問題についての基本姿勢をお伺いしておきます。

町 長 先ほどの戸別受信機の話にちょっと戻らせていただくんですけれども、避難行動要支援者の方には配付をすると、令和3年度に行うと。それ以外の方は令和4年度以降の配付を検討するという話を、もうそのとおりになすけれども、その分については個人負担をいただいてという前提で今検討しているということでございますので、付け加えさせていただきます。

地域振興課長 コロナ禍の中、東京一極集中から地方へ、また新しい生活様式へと移行していく取り組みが進められています。誰もが公衆衛生や医療、交通、物流、さらには農業、教育面までの仕事の重要性を再確認いたしました。住民の生存権、生活環境や財産権、自然を守る観点から、地域社会においては生きるための地域内取引、連帯経済の取り組みが広がり、コロナ禍を機に地域において、医療、福祉にとどまらず、住民生活、産業雇用の状況も含め、地域に応じて実践する取り組みが求められており、地方自治力が試されている時代であります。

このような中、当町では感染防止対策と経済活動を両立させるため、様々な独自施策に取り組み、住民向け、事業者向けに支援を行い、住民福祉の向上に努めておるところでございます。また、当町の工業団地につきましては、住民の生活区域と混在している場所もございます。工場立地法では周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生を抑える体制を整え、生活環境の保全を図ることとなっております。

昨年度、工業団地協議会から緑地率緩和の要望がございました。それを受け、経済活動面、住民生活面、自然環境面のそれぞれの視点に立って、地域の実情に応じ、工場立地法に基づいた緑地割合などの環境上の問題について、検討を始め

ております。また、公害防止協定についても遵守していくというような定めがございます。

小林 博議員 また、この問題については後、議論を深めたいと思いますが、環境を大切にするという姿勢は大切だというふうに思います。一度損なわれると回復するのは大変困難ということになりますので、ぜひよろしく願いいたします。

来年度予算編成に入ります。

コロナ危機による地方税の減収見込みを理由に、住民サービスの削減や歳出抑制を図ろうとする自治体もあるとのこととあります。11月17日、日本共産党の伊藤参議院議員の質問に対し、総務大臣は、地方税減収を地方交付税等で穴埋めをし、自治体財源を確保するという認識を示しました。福崎町においても町民の皆さんから予算編成がどうなるんだろうというふうに、コロナ禍の中で心配をされておられる方もあるわけとありますが、こうした国の立場を踏まえて、ぜひ町民本意の予算編成になるように求めたいと思います。

そこで、税、料金など住民の負担増はこの時期避けるべきと思いますが、どうでしょうか。

健康福祉課長 小林議員も言われるとおり、このコロナ禍で保険税、それから料等の負担増を町民の方に求めるということにつきましては、町としても本意ではございませんけれども、社会保障の基本原則につきましては、自己責任の原則によって経費の負担に応ずる相互共済的な制度であると言われておりまして、このことから適正な、そして公平な保険料、税の負担により健全な事業運営を図ることが大切であるというふうには考えております。

小林 博議員 その他のところはこういう計画はないんですか。

一番大切な健康福祉課のところでもそういう答弁が出てくるのは大変心配をするところとあります。具体的に国民健康保険、後期高齢者保険、介護保険等について、国、県は今、どういう指針を出してきておるんでしょうか。

健康福祉課長 国民健康保険、後期医療、介護ということでもございますけれども、まず国民健康保険につきましては、兵庫県の国保運営方針につきまして、令和3年度から令和5年度の間につきましては事業費、納付金及び市町村標準保険料率を算定するに当たって、市町規模による医療費の増加リスクを軽減するために、市町ごとに医療費水準を反映させないこととされております。スケジュールといたしましては、1月上旬に標準保険料率と国保事業費納付金の算定結果が示されまして、それによりまして保険税の必要額が確定をいたします。福崎町の保険税率、税額を算定するに当たりましては、財政調整基金についても残額を勘案しながら活用しまして、予算を組んでいきたいというふうには考えております。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料率につきましては2年ごとの改正ということになっておりますので、令和3年度の保険料率につきましては今年度の分と同率ということになってございます。大きな改正はございませんので、令和2年度と同じような対応になってくるのではないかとというふうには考えております。

介護保険事業につきましては、現在、第8期介護保険事業計画の策定を進めているところでもございまして、その内容につきましては、先日の全員協議会でもご説明をさせていただいたとおりでございます。大きな制度改正等はございませんが、今後、国の動向でありますとか介護報酬改定などに注視をしながら、また財政調整基金も活用しながら予算の編成を行っていきたいというふうには考えております。

小林 博議員 どこかの場で申し上げたと思うのですが、介護保険の計画等についても大きく

は国に左右されるわけですが、費用の見積り方が多過ぎる、あるいは調整交付金を実績より少なくみる、保険税収入率を実績よりも少なく見積もるなど、若干でも負担増の、余分な負担の計画案になっておるといふような点を指摘いたしました。必要以上の負担は避けるべきであります。この点はぜひ福崎町政の基本には据えていただかないと、国、県の理由だけにはならないといふふうに思います。

給付面では、要介護部分の一部を要支援にかえたり、また介護保険の対象から外す、あるいは給付内容等々、介護施設での内容の削減等々、いろいろ言われているようでありまして、非常に重要な課題と、今、介護保険はなっております。ぜひ福崎町が住民の立場で編成されるように求めておきたいと思っております。

最後に、公営企業についてお伺いをいたします。

料金値上げはないと考えておりますが、来年度の主な事業展開について、お聞きをしたいと思います。

公営企業管理者 公営企業の来年度の重点施策でございますが、まず、水道事業でございます。水道事業では、大規模な整備工事につきましては予定をしておらないところがございます。今年度、耐震診断が完了いたします八反田水管橋の整備工事を令和5年度から実施する予定としておりますので、その準備を進めてまいります。また、水道ビジョンの年次計画に沿って建設改良工事を進めておりまして、来年度は東部工業団地配水池送水管の更新跡の舗装復旧を行う予定としております。

下水道事業におきましては、雨水整備では、川すそ雨水幹線整備を本年度に引き続き進めてまいります。また、播但道南ランプから西光寺仁王門までの整備についての詳細設計に着手をいたします。間断なく工事を実施していく予定でございます。そして、直谷第2雨水幹線の整備につきましても、今年度に引き続き整備を進めてまいります。

汚水事業につきましては、本年度同様、ストックマネジメント支援制度により国費を活用いたしまして、浄化センター水処理施設の整備を進めてまいります。あと、新規事業としまして、汚水施設の浸水時の機能確保を図るために、浄化センターや田原中継ポンプ場などを対象としまして、耐水化計画を策定する予定としております。また、料金の値上げの関係でございますが、平成30年2月に下水道事業審議会から答申を頂いておりまして、平成30年の時点で、5年以内に最初の下水道の料金見直しを行うのが望ましいという答申を受けておりますので、令和4年度、もしくは令和5年度あたりに検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

小林 博議員 何度も言いますが、コロナ禍ということの状況は本当にこれまでの日本の行政の問題点を明らかにしたと思っております。そういう点からも含めて、来年度予算編成がよりよきものになるようお願いをしたいと思うんです。総理大臣がこの時期、会食に出かけるような国でありますので、ぜひ福崎町が町民の立場に立って努力をしていただきたいといふふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

◇

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時07分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、9番目の質問者は、石野光市議員であります。

質問の項目は

1、「子どもの権利に関する条約」にそった条例の制定について

2、学校給食について

以上、石野議員。

石野光市議員 議席番号6番、石野光市であります。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、「子どもの権利に関する条約」にそった条例の制定についてであります。

子どもの権利に関する条約は、1989年11月に国連で採択され、日本は1990年9月に署名し、1994年4月に批准し、日本国内で1994年5月22日に発効したという経緯となっています。平成28年(2016年)に児童福祉法の改正で第1条に児童の権利に関する条約の精神にのっとり規定を改める改正を行っています。子どもの権利に関する条約と政府の法令での児童の権利に関する条約は同じであり、以下、子どもの権利に関する条約として表現します。

子どもの権利条約の意義は、児童憲章などの保護すべき対象としての位置づけとともに、さらに12条以下で示されているとおり、権利の主体として子ども自身の意見表明の権利や年齢に応じてその意見を尊重する必要があることなどが明記されている点などが、従来宣言、憲章等になかった画期的なものとして指摘されています。子どもに関することを決め、または変更する際には、当事者の子どもに情報提供を行い、子どもの意見を年齢、発達段階に応じて尊重すべきことを求めています。

また、全国的に児童虐待の悲惨な事件の相次ぐ発生があり、児童虐待防止法の改正も、児童福祉法の改正とともに、近年でも2017年、2019年の2度にわたって行われてきたところでもあります。今まさにコロナ禍の影響で、多くの方が外出自粛などでストレスが特に高い状態が続いていることや、家族が家庭で共に過ごす時間が増え、ささいなトラブルが増えたりして、家庭内暴力や暴言、モラルハラスメントなどが起こりやすい環境が続いていると言われています。

こうした環境、状況も踏まえ、当町としても子どもの権利条約にのっとった子どもの権利を多角的に尊重していく、権利の侵害を行わないまちとしての多角的、多面的な条例の策定について、検討を開始していくべき時期になってきていると考えますが、いかがでしょうか。保護すべき、きちんと保護されるべき子どもの権利の位置づけについて、お答えください。

社会教育課長 まず、条例の制定につきましてであります。国におきましては、条約締結によって我が国が負うこととなる義務は、既存の国内法令で実施可能であり、現行法令の改正を含めて新たな国内立法措置は必要なく、また新たな予算措置も不要であるという立場をとっております。

質問議員もおっしゃいましたとおり、国が児童福祉法を改正し、児童は適切な養育、健やかな成長、発達や自立を保障される権利を有するとの理念を明確にし、児童虐待の禁止や児童相談所の体制強化を盛り込んだことから、ここ数年で子どもの権利を守るための法的、組織的な整備も進んでいると言われています。このような状況から、現在のところ、条例制定までは考えていないところです。

また、位置づけにつきましては、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた子どもの権利条約に記述のあるとおり、子どもを権利を行使する主体と位置づけ、大人同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長過程

での特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も有すると認識をしているところでございます。

石野光市議員 2019年6月19日、参議院本会議で、全会一致で改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立したことは、極めて意義深いと同時に、厚生労働省のパンフレット、こちらですね、カラー刷りの2ページに掲載されているとおり、2018年時点で、しつけのために体罰をすることについて、決してすべきでないが43.3%で、ほかに手段がないと思ったときのみすべきである39.3%、必要に応じてすべきである16.3%、積極的にすべきである1.2%と、しつけとしての体罰を肯定する割合が約6割となっていることを踏まえ、新聞各紙も2020年4月の法施行に向けて、啓発、普及、定着のための各自治体の取り組みも大切であるとの指摘を行っていました。世界では既に54カ国が法律で体罰を禁止しているとの報道もありました。

厚生労働省の体罰等によらない子育ての推進に関する検討会、これは日本弁護士連合会、乳幼児メンタルヘルス診療科診療部長など7名で構成されたこと、日本弁護士会の委員が提出した日本弁護士連合会と公益社団法人セイブザチルドレンジャパンと共催で2017年10月28日に子どもに対する体罰等の禁止に向けてと題したシンポジウムをまとめたパンフレットがインターネットで公表されています。こうしたものです。医師の講演等もまとめられております。医学的に体罰が脳に及ぼす影響、身体的な暴力よりも怒声、いわゆる大声で叱りつける暴言のほうがより子どもの脳に深刻な影響を与えることなども掲載されています。兄弟と比較して駄目出しをするのもしてはならないこととされています。体罰や子どもを沈黙させる不適切な言葉でその場は収まったように見えても、心理的な傷として残り、人格形成にマイナス効果となったり、家族関係を破壊する。例えば将来大事な問題を親に相談しようとしなくなるということにつながるようになります。

このように、なぜ体罰や暴言などがいけないのかを分かりやすく説明する工夫も大切と考えます。先に申しあげました厚生労働省の指針、体罰等によらない子育てのために、これは指針として取りまとめられているのですが、ここの4ページには、この取りまとめでは体罰禁止に関する考え方を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。子育ての方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で、子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただけることを想定しています。

また、各地方自治体においては、この取りまとめをもとに全ての人に分かりやすく周知、広報をいただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきたいと思います。このことは画期的な内容であると思います。厚生労働省が作成した体罰をなくすためのパンフレットなどがこの間発行されているようであります。保健センターでも紹介をいただいております。具体的にそうしたパンフレットなどの活用は、この間どのように進められたでしょうか。

健康福祉課長 国からのパンフレットにつきましては、そんなに多く部数が来ておりませんので、幼稚園、それから小中学校等への配布というような形でさせていただいております。町としましては別途それぞれ子育て世代の方ということで、1歳の誕生日の相談でありますとか、1歳半、それから3歳児の健診などにおきましても子育てガイドの冊子などもつくっております、そういった中で虐待の項目も入っております。そういったリーフレットもお配りしております。

それから、令和元年度から福崎町子ども家庭総合支援拠点というのも設置をしておるところでございまして、そういった中での虐待防止ということで、別途、今年の6月にパンフレットをつくりまして、幼稚園、小学校、中学校それぞれを通じまして各子育て世代の方全員の方に虐待防止という観点からのパンフレットを配布したところではございます。

石野光市議員 こうしたパンフレットの内容は、極めて従来の日本の中で行われてきたしつけというものに対して、新しい医学的な知見も含めて、なぜ体罰や暴言などがいけないのかということを知りやすく紹介して子育てを見直そうと、体罰等によらない子育てを広げようという内容で、これの実行は大変有意義なものであるというふうに考えております。子どもの権利条約にも沿うものと言えらると思っております。しかし、当事者である多くの保護者の皆さん、親御さんたちの共通の認識となるには相当な時間と取り組み、啓発と支援と要するものと思われま。

改めて、こうした取り組みを推進する上で、子どもの権利条約、児童福祉法、児童虐待防止法を踏まえた条例の制定については検討の価値があるものというふうにも考えるものですが、改めて、この点については所感をお伺いしたいと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

教 育 長 子どものその存在自体が保護すべき、また保護されるべき存在だと考えております。その位置づけ、また取り組みは、子どもの権利条約に日本が批准したからというのではなくて、子どものことを第一に考え、実践する必要があるから、そんなふうを考えております。

4月に福崎町教育の努力目標ということで申し上げた、また学校の校長、園長には常々言っておるんですが、全ての子どもの心にともしびをとともす学校教育ということを目指しております。その内容の一部ですが、子どもの権利に関しては、その中で、実態に即して現実、現状に学ぶ人権教育に努めてください、努めます。そして今日的な課題の解決に努めます。また、虐待や進路保障についても、子どもを大切な人権の一つとして位置づけていますというような認識で、今、進めておる状態でございます。

石野光市議員 いじめ防止法があつて、町でもいじめ防止条例を制定しようとしているところでもあります。子どもの安全安心、権利をしっかり守っていくという点では、やはりそのいじめ防止条例だけでは十分でもないというふうにも考えられるわけでもあります。町として、こうした新しい法で定められた育児の在り方についての見直しを大きく進めて、体罰によらない子育てを進めていこうということであれば、条例制定の検討もやはり引き続き研究、検討は進めていただけたらというふうにも思っています。そうしたことがなかなか進まないとしても、体罰によらない子育ての推進の取り組みを進めるに当たって、教育委員会と健康福祉課との関係、連携は資料提供など緊密に行われるべきと考えますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 条約にも書かれておりますとおり、大人が果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていくことが重要だと考えております。定められた様々な権利を守っていくためには、教育委員会や健康福祉課だけではなく、様々な機関、部署での対応が必要だと考えています。そのためにも国等を中心として継続的な広報活動が必要だと捉えております。

健康福祉課長 今、松田課長のほうからもありましたように、保健センターのほうにつきましては要保護者対策地域協議会実務者会議等をもっておりますので、そういった中で、教育委員会だけではなく、外部組織であります子ども家庭センターでありますとか民生児童委員、それから人権擁護委員、ときには警察の方なども入っていただきまして、いろんなところで検討なりをしていっているという状況ではござ

います。

石野光市議員 厚生労働省からいろんな文書が発表されているようでありますけれども、一つのその指針として、インターネットでも手に入るこの体罰等によらない子育てのためにというこの冊子ですね、やはり町としても共通で、教育委員会でも、また推進を図る健康福祉課でも、同じ一つの指針をもとに、いろいろと研究、検討もされたらというふうに思うのですが、教育委員会ではこの文書はご覧になっているでしょうか。

社会教育課長 先日、質問議員さんからの提供をいただきまして、ネット上での確認もさせていただいてるところでございます。

石野光市議員 やはり町内、役場と教育委員会ともに、同じ一つの指針に基づいて様々な研究、検討、実践というふうに取り組んでいただけたらというふうに考えております。町では、地域でも人権青少年健全育成の研修会、文化センターでの研修については、中止になったり、コロナの関係でしたりしておりますけれども、次年度以降の人権青少年健全育成の研修テーマに、この体罰等によらない子育ての推進が加えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 自治会研修につきましては、人権と青少年健全育成、二つのテーマで研修会を行っていただいております。人権のテーマは県が様々な課題の中から研修テーマを絞り、DVDを作成しているところです。様々な人権課題に対応するためにも県の人権テーマに沿った研修を実施したいと考えているところです。

また、今後の青少年健全育成の中で、子どもの人権として取り上げられるよう検討をしていきたいというふうに考えております。

石野光市議員 教育委員会委員の皆様にもこの課題に対する資料の配付や討議も行われていることかとも思いますが、いかがでしょうか。この指針に基づく討議というふうなことについては、いかがでしょうか。

社会教育課長 体罰等によらない子育てというテーマとなりますと、体罰や虐待等に取り組んでおります要保護者対策地域協議会を中心としまして、関係団体等を含めて協議、調整を行っているところです。そちらのほうで対応ですとか協議を進めていただいているというような状況ですので、当然、参加の要請等がありましたらそちらのほうにも参加させていただくような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

石野光市議員 いや、教育委員会での委員の皆様の中での資料の配付でありますとか討論、検討、討議というふうなことについて、お尋ねしたんです。教育長、お願いします。

教 育 長 今までは実施しておりませんが、今後、定例の教育委員会で教育委員とその研修資料として取り上げて研修をしていきたいと思っております。

石野光市議員 法律の関係でありますとか、推進の母体というものが厚生労働省にあって、学校関係でも取り組んでほしいというふうな形で記述もされております。それだけに、町としてはやはり教育委員会と健康福祉課、保健センター等と一体となつて、うまく調整が図られながら、全体として進んでいくように、着実な前進が図られますように願っております。そうした面からも、くどいようですが、町としての考え方、進め方についての、条例策定についても一定の検討はあってもいいのではないかと。いじめ防止の法律について、法律があってもなお条例をつくっていくということについては、住民の皆さんに広く周知を図って、定着を図っていただきたいということの内容であったと思います。そうした点を踏まえるならば、法律があつて条例が、町として取り組んでいくということについても別段おかしくはないのではないのかなというふうにも思ったりするんですが、町長の所感をお尋ねしておきたいと思っております。

町 長 いじめ防止条例につきましては、趣旨もあるんですけれども、それが起こったときにどういう対処をしていくかという方策を決めたものですね。それに加えて、子どもはいじめているとかいじめていないとかいうことも分からなくてそういう行為をしているというようなこともあるのではないかと思います。ですから、そういったことを定める条例が必要だというふうに考えたわけでありまして、この虐待の話になってきますと、これはもう私は、親が子どもをとということが一番多いんだろうと思うんですが、これはもう犯罪だと思うんですね。これを町が条例で決めてどうこうの話じゃなくて、もう犯罪なんですから、その観点で私は見ていったらいいのではないかなというふうに思います。

石野光市議員 この指針として示されたものの中で、しつけと体罰はどう違うのかと。今まで体罰だと思っていなかったような内容のこと、いわゆるきょうだいと比較して駄目出しをするとか、大きな声で叱りつけるというようなことについても体罰に類するということで、身体的なものより精神的な、そういう保護者の発言によって、身体的な暴力よりも一層脳が傷つくこともあるというふうに、親御さんたちの中でも知らず知らずのうちに体罰に類することを行ってしまっていたということの見直しというふうなことが必要だということになっております。

ですから、犯罪になるかならないかということではなくて、とにかく禁止規定で体罰等をしてはならないという内容ですけども、とにかくそのグレーゾーンもあれば、非常にこの子育ての中で親御さんへの支援が必要な内容になっているということでもあります。誰が考えてもこれは虐待じゃないかというふうに分かりやすいというものもあれば、非常に、今、少し申し上げたように、大きな声で叱りつける、あるいは例えば夫婦げんかを子どもの前でするというふうなことも避けるべきことであるというふうなことで、内容について見れば大変深いものになっております。誰が見ても分かるようなものだというのではなくて、これからさらに地域の人々、もちろん学校等の関係者も含めて研さん、研修を進めていくべき内容であって、犯罪行為に類するか類しないかというような区分ではなくて、本当に子育てというものについて見詰め直していこうということが必要であるというふうに思っております。そうした観点からの検討はなお続けていただけたらというふうにも思っております。

続いて、学校給食についてお尋ねいたします。

現在、町内では木曜のみパン食として、ほかの週4日は米飯給食となっております。以前から学校給食で使用する小麦粉について、輸入の際の害虫被害を防ぐための農薬、いわゆる収穫後の農薬使用と、それによる残留農薬成分について不安視する声がありました。また、米の需要低下が近年続いている上にコロナ禍での外食産業での需要減が起り、米の需給の不均衡が深刻であるとも聞いています。食糧需給率や農業保護の面からも、子どもの意見を調査しながら学校給食での全面的な米飯への切替えについての検討はいかがでしょうか。

学校教育課長 現在、学校給食の使用しております小麦につきましては、公益財団法人兵庫県体育協会と契約を締結いたしまして、兵庫県産100%の小麦を使用しております。また、公益財団法人兵庫県体育協会では小麦を年に3回、学期ごとに、小麦における残留農薬検査を実施しておられまして、結果、農薬が不検出というものを納入していただいております。

次に、その献立につきましてですが、パンの給食につきまして学校の栄養教諭が学校訪問を行い、給食時の子どもたちの様子を見ておりますが、和食よりも洋食献立のほうが好きで、バーガーパンという献立が人気があるということでもあります。給食センターでは様々な食材を、和洋中いろいろな調理方法、味つけにす

ることで、子どもたちの味覚の発達を促すことと、給食で多様な食体験をさせることも目的としておりますので、パンを取り入れることで献立の幅が広がると考えております。

石野光市議員 安全でおいしい給食ということで、引き続きご精励願えたらというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議４日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会５日目は、明日１２月１７日木曜日、午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 １時４０分